

旧	新	備考
高岡市地域防災計画 風水害・土砂災害・火災対策編 令和3年8月改定	高岡市地域防災計画 風水害・土砂災害・火災対策編 令和4年__月改定	

	第 1 章 災害予防計画	
	第 1 節 被災者の生活再建支援	
	(略)	
	第 1 日常の予防活動	
	1 ～ 2 (略)	
	3 避難対策の強化	
	(1) 避難対策	
	ア 風水害発生時の避難所及び安全な避難経路の確認	
	イ～カ (略)	
	(2)～(3) (略)	
	4 土砂災害及び河川・海岸災害に対する警戒	
	(1) 土砂災害	
	ア～イ (略)	
	ウ 土砂災害ハザードマップ等による土砂災害警戒区域・避難所についての位置の把握	
	(2) 河川・海岸災害	
	ア～イ	
	ウ 洪水ハザードマップ等による浸水深・避難所についての位置の把握	
	5 火災の予防	
	ア 異常乾燥及び強風時における火の取扱いに対する注意	
	イ～カ (略)	
	6 ～ 8 (略)	
	第 2 (略)	
	第 2 節 地域力・市民力を生かした防災への取り組み（共助）	
	【市】全部局	
	【関係機関】市民、事業所・企業等（自衛防災組織等、社会福祉施設等）、県（総合政策局）、関係団体（消防団、NPO、ボランティア団体等）	
	(略)	
	第 1 ～ 3 (略)	
	第 4 その他の防災対策	
	1 要配慮者への配慮	
	(略)	
	(追加)	
	第 1 章 災害予防計画	
	第 1 節 被災者の生活再建支援	
	(略)	
	第 1 日常の予防活動	
	1 ～ 2 (略)	
	3 避難対策の強化	
	(1) 避難対策	
	ア 風水害発生時の避難場所及び安全な避難経路の確認	
	イ～カ (略)	
	(2)～(3) (略)	
	4 土砂災害及び河川・海岸災害に対する警戒	
	(1) 土砂災害	
	ア～イ (略)	
	ウ 土砂災害ハザードマップ等による土砂災害警戒区域・避難場所についての位置の把握	
	(2) 河川・海岸災害	
	ア～イ	
	ウ 水害ハザードマップ等による浸水深・避難場所についての位置の把握	
	5 火災の予防	
	ア 乾燥及び強風時における火の取扱いに対する注意	
	イ～カ (略)	
	6 ～ 8 (略)	
	第 2 (略)	
	第 2 節 地域力・市民力を生かした防災への取り組み（共助）	
	【市】全部局	
	【関係機関】市民、事業所・企業等（自衛防災組織等、社会福祉施設等）、県（危機管理局）、関係団体（消防団、NPO、ボランティア団体等）	
	(略)	
	第 1 ～ 3 (略)	
	第 4 その他の防災対策	
	1 要配慮者への配慮	
	(略)	
	市、防災関係機関、地域住民等が防災訓練を実施する際には、高齢者、障害者、外国人、乳幼	

字句修正

字句修正

現状に合わせた修正
(R4.4 洪水と内水を合わせた水
害ハザードマップを作成)

県地域防災計画の改訂に伴う修正

機構改編に伴う修正

県地域防災計画の改訂に伴う修正

	第 5 各主体の役割 1 ～ 2 （略） 3 県・市 ア 自主防災組織の活動支援 イ 自主防災組織の育成・防災リーダーの育成 ウ 校下（地区）自主防災組織連絡協議会の結成促進 <u>（追加）</u> 4 （略） 第 3 節 防災知識の普及及び訓練 【市】総務部、消防本部 【関係機関】市民、事業所・企業等（各種施設管理者）、県（<u>総合政策局</u>、経営管理部、教育委員会）、関係団体（高岡市医師会、日本赤十字社富山県支部、NPO、ボランティア団体） 略） 第 1 （略） 1 （略） 2 市民等に対する防災知識の普及 (1) 市民に対する防災知識の普及 災害発生時には、市民、市、関係機関が一体となり迅速な防災活動を行い被害の軽減を図る必要がある。このため、市民が日頃から「自分の身は自分で守る」という意識を持ち防災活動を行えるよう、市は以下の団体・組織に対して、<u>（追加）</u> 社会教育の機会創出および防災知識の普及が図られるよう働きかける。この際、地域防災計画の概要版を作成・活用するなど、子供から高齢者まで、分かりやすい努める周知に努める。 また、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するものとする。 <u>（追加）</u> ア～キ （略）	児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。 <u>災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。</u> 第 5 各主体の役割 1 ～ 2 （略） 3 県・市 ア 自主防災組織の活動支援 イ 自主防災組織の育成・防災リーダーの育成 ウ 校下（地区）自主防災組織連絡協議会の結成促進 <u>エ 防災士の養成・育成</u> 4 （略） 第 3 節 防災知識の普及及び訓練 【市】総務部、消防本部 【関係機関】市民、事業所・企業等（各種施設管理者）、県（<u>危機管理局</u>、経営管理部、教育委員会）、関係団体（高岡市医師会、日本赤十字社富山県支部、NPO、ボランティア団体） 略） 第 1 （略） 1 （略） 2 市民等に対する防災知識の普及 (1) 市民に対する防災知識の普及 災害発生時には、市民、市、関係機関が一体となり迅速な防災活動を行い被害の軽減を図る必要がある。このため、市民が日頃から「自分の身は自分で守る」という意識を持ち防災活動を行えるよう、市は以下の団体・組織に対して、<u>気候変動の影響も踏まえつつ</u>、社会教育の機会創出および防災知識の普及が図られるよう働きかける。この際、地域防災計画の概要版を作成・活用するなど、子供から高齢者まで、分かりやすい努める周知に努める。 また、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するものとする。 <u>さらに、過去の災害の教訓を踏まえ、全ての市民が災害から自らの命を守るためには、市民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施に努めるものとする。</u> ア～キ （略）	現状に合わせた追記	機構改編に伴う修正	県地域防災計画の改訂に伴う修正	県地域防災計画の改訂に伴う修正	

める。また、市民のまちづくり活動に対して、防災まちづくりに関する情報の提供などの支援を積極的に行い、官民一体となった災害に強い都市基盤づくりを進める。<u>(追加)</u> (1)～(2) (略) 3 (略) 第2 防災活動拠点の整備 1 広域型防災活動拠点の整備 広域型防災活動拠点は、防災に関する資料の展示や災害体験設備を備え、市民の防災学習に資するものとする。 広域型防災活動拠点は、庄川左岸の防災センターと小矢部川左岸の福岡防災センターとし、それぞれに機能を分担する。<u>なお、防災センターは供用開始から22年が経過しており、車庫及び倉庫機能の拡張や防災学習設備などの更新・拡充を推進する。</u> 2 (略) 第3 代替性を備えた<u>緊急通行確保路線</u>の確保 (略) また、海上からの輸送も重要な役割を果たすと考えられることから、海上輸送拠点としての伏木富山港の整備を促進し、アクセス道路の整備と併せて<u>緊急通行確保路線</u>の体系的な整備を図る。 1 <u>緊急通行確保路線</u> 災害発生時の緊急輸送活動のため、<u>緊急通行確保路線</u>を定め、輸送拠点を指定し多重アクセス可能な道路ネットワークの形成に努める。 本計画に位置付ける「<u>緊急通行確保路線</u>」とは、災害時における要員の輸送や物資の緊急輸送等の応急復旧活動を行うための道路で、県が指定する路線とネットワークする道路をいう。 (1) <u>緊急通行確保路線</u>の指定 <u>緊急通行確保路線</u>は、幹線道路から順次確保するものとし、次の基準により指定する。 ア 第1次<u>緊急通行確保路線</u> (ア) <u>送等</u>に不可欠な高速道路、一般国道、一般国道とインターチェンジ及び輸送拠点とを結ぶ道路 (イ) (略) (ウ) 地域防災計画で指定している<u>緊急通行確保路線</u> イ 2次<u>緊急通行確保路線</u>	める。また、市民のまちづくり活動に対して、防災まちづくりに関する情報の提供などの支援を積極的に行い、官民一体となった災害に強い都市基盤づくりを進める。<u>また、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討することとし、その評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。</u> <u>国土交通省、内閣府、県及び市は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。</u> (1)～(2) (略) 3 (略) 第2 防災活動拠点の整備 1 広域型防災活動拠点の整備 広域型防災活動拠点は、防災に関する資料の展示や災害体験設備を備え、市民の防災学習に資するものとする。 広域型防災活動拠点は、庄川左岸の防災センターと小矢部川左岸の福岡防災センターとし、それぞれに機能を分担する 2 (略) 第3 代替性を備えた<u>緊急輸送道路</u>の確保 (略) また、海上からの輸送も重要な役割を果たすと考えられることから、海上輸送拠点としての伏木富山港の整備を促進し、アクセス道路の整備と併せて<u>緊急輸送道路</u>の体系的な整備を図る。 1 <u>緊急輸送道路</u> 災害発生時の緊急輸送活動のため<u>緊急輸送道路</u>を定め、輸送拠点を指定し多重アクセス可能な道路ネットワークの形成に努める。 本計画に位置付ける「<u>緊急輸送道路</u>」とは、災害時における要員の輸送や物資の緊急輸送等の応急復旧活動を行うための道路で、県が指定する路線とネットワークする道路をいう。 (1) <u>緊急輸送道路</u>の指定 <u>緊急輸送道路</u>は、幹線道路から順次確保するものとし、次の基準により指定する。 ア 第1次緊急通行確保路線 (ア) <u>輸送等</u>に不可欠な高速道路、一般国道、一般国道とインターチェンジ及び輸送拠点とを結ぶ道路 (イ) (略) (ウ) 地域防災計画で指定している<u>緊急輸送道路</u> イ 2次<u>緊急輸送道路</u>	県地域防災計画の改訂に伴う修正 現状に合わせた修正 県地域防災計画の改訂に伴う修正 県地域防災計画の改訂に伴う修正
--	--	---

(ア) (略) (イ) 第1次緊急通行確保路線を相互に補完する道路 ウ 第3次緊急通行確保路線 (ア) (略) (2) (略) (3) 緊急通行車両の事前届出 災害時における各号の応急対策活動を迅速かつ円滑に行うため、緊急通行を必要とする車両をあらかじめ指定して「緊急通行車両事前届出書」を警察署に提出し、「緊急通行車両事前届出済証」の交付を受ける。 交付を受けた「緊急通行車両事前届出済証」は、管財用地課長が一括保管しておく。	(ア) (略) (イ) 第1次緊急輸送道路を相互に補完する道路 ウ 第3次緊急輸送道路 (ア) (略) (2) (略) (3) 緊急通行車両の事前届出 災害時における各号の応急対策活動を迅速かつ円滑に行うため、緊急通行を必要とする車両をあらかじめ指定して「緊急通行車両事前届出書」を警察署に提出し、「緊急通行車両事前届出済証」の交付を受ける。 交付を受けた「緊急通行車両事前届出済証」は、管財契約課長が一括保管しておく。	県地域防災計画の改訂に伴う修正
第4 (略)	第4 (略)	
第5 その他の防災対策	第5 その他の防災対策	
1～3 (略)	1～3 (略)	
4 罹災証明発行マニュアル	4 罹災証明発行マニュアル	
被災者生活再建支援金の支給をはじめとする支援措置の申請に活用される罹災証明書について、災害発生後、罹災証明書が遅滞なく被災者に交付されるよう法律に明確な根拠が設けられた。これにより、大規模災害時、災害時とそれぞれの状況に応じた発行に至るまでにマニュアルを作成する。	被災者生活再建支援金の支給をはじめとする支援措置の申請に活用される罹災証明書について、市が作成する罹災証明発行マニュアルを適宜更新し、災害発生後、罹災証明書が遅滞なく被災者に交付されるよう運用する。	県地域防災計画の改訂に伴う修正
5 (略)	5 (略)	
第6 各主体の役割	第6 各主体の役割	
1～2 (略)	1～2 (略)	
3 国・県・市等	3 国・県・市等	
ア～キ (略)	ア～キ (略)	
ク 代替性を備えた緊急通行確保路線の確保	ク 代替性を備えた緊急輸送道路の確保	県地域防災計画の改訂に伴う修正
ケ～コ (略)	ケ～コ (略)	
第5節 気象情報等の収集体制	第5節 気象情報等の収集体制	
【市】総務部、都市創造部	【市】総務部、都市創造部	
【関係機関】国（国土交通省、富山地方気象台）県（総合政策局、土木部）	【関係機関】国（国土交通省、富山地方気象台）県（危機管理局、土木部）	機構改編に伴う修正
(略)	(略)	
第1市の気象情報収集伝達体制	第1市の気象情報収集伝達体制	
1 気象情報の収集体制	1 気象情報の収集体制	
(1)～(2) (略)	(1)～(2) (略)	
(3) 水害に関する情報	(3) 水害に関する情報	
指定河川洪水予報 ※1 国や都道府県が管理する河川のうち、流域面積が大きく、洪水に	指定河川洪水予報 ※1 河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民 の避難行動	県地域防災計画の改訂に伴う修正

		<u>より大きな損害を生ずる河川について、洪水のおそれがあると認められるときに発表される。</u>
水位到達情報 ※4	(略)	
流域雨量指数 ※1	(略)	

(4) (略)

2 (略)

第6節 防災機関における通信手段の確保
【市】総務部、都市創造部、消防本部 【関係機関】北陸総合通信局、県（ <u>総合政策局</u> 、経営管理部）、関係機関
(略)
第1～2 (略)

第7節 住民等の事前避難準備
(略)
第1 事前の避難準備
1 (略)
2 事業所・企業の取り組み
(略)
(1) 不特定多数の者が利用する公共・商業用施設の管理者（特に、駅など不特定多数の者が一般の利用に供する施設の管理者）
ア～エ (略)
オ 防災責任者を定めるとともに次の事項を考慮して避難計画を策定しておくこと
(イ) 地域の実情に応じた <u>避難所</u> （市指定の避難所等）、経路、誘導及びその指示・伝達の方法
(イ)～(エ) (略)
(2) 学校、病院、社会福祉施設等、児童生徒や要配慮者が主に利用・所在する施設の管理者
ア～カ (略)
キ 防災責任者を定めるとともに次の事項を考慮して避難計画を策定しておくこと
(イ) 地域の実情に応じた <u>避難所</u> （市指定の避難所等）、経路、誘導及びその指示・伝達の方法

		<u>の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報であり、庄川及び小矢部川洪水予報については、富山河川国道事務所と富山地方気象台が共同で発表する。また、令和2年3月にとりまとめられた河川・気象情報の改善に関する検証報告書に基づき、国土交通省と共同で指定河川洪水予報を実施する河川においては、大雨特別警報の解除後の氾濫への警戒を促すため、大雨特別警報を警報等に切り替える際、切り替え以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合等に臨時の指定河川洪水予報を発表する。この情報は、府県気象情報のページに掲載する。</u>
水位到達情報 ※4	(略)	
流域雨量指数 ※1	(略)	

(4) (略)

2 (略)

第6節 防災機関における通信手段の確保
【市】総務部、都市創造部、消防本部 【関係機関】北陸総合通信局、県（ <u>危機管理局</u> 、経営管理部）、関係機関
(略)
第1～2 (略)

第7節 住民等の事前避難準備
(略)
第1 事前の避難準備
1 (略)
2 事業所・企業の取り組み
(略)
(1) 不特定多数の者が利用する公共・商業用施設の管理者（特に、駅など不特定多数の者が一般の利用に供する施設の管理者）
ア～エ (略)
オ 防災責任者を定めるとともに次の事項を考慮して避難計画を策定しておくこと
(イ) 地域の実情に応じた <u>避難場所</u> （市指定の避難所等）、経路、誘導及びその指示・伝達の方法
(イ)～(エ) (略)
(2) 学校、病院、社会福祉施設等、児童生徒や要配慮者が主に利用・所在する施設の管理者
ア～カ (略)
キ 防災責任者を定めるとともに次の事項を考慮して避難計画を策定しておくこと
(イ) 地域の実情に応じた <u>避難場所</u> （市指定の避難所等）、経路、誘導及びその指示・伝達の方法

機構改編に伴う修正

字句修正

字句修正

(イ)～(キ)（略） 3（略） 第2各主体の役割 1～2（略） 3市 ア各種ハザードマップの作成配布による危険区域や避難所の周知、減災対策の啓発 イ気象情報や緊急時の情報入手手段である防災情報メールの周知及び啓発 (追加) 第8節避難所事前対策 【市】総務部、教育委員会 【関係機関】施設管理者、県(総合政策局) (略) 第1避難所の指定等 1（略） 2避難所の設置基準 (略) (1)指定緊急避難場所 (略) 市は、発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等にあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市に設けるものとする。 (2)～(5)（略） 3（略） 4避難所の開設体制等の整備 災害発生時において、避難所運営マニュアル、福祉避難所設置・運営マニュアルに基づき速やかに避難所を開設し市民の安全を確保する。 ア～オ（略） カ災害時に迅速な対応が可能となるよう、地域住民・(追加)避難所管理者・避難所開設担当者等の参加による、実践的な避難所運営訓練を実施する。 5～9（略）避難所設備の整備 第2（略） 第9節災害時孤立集落対策		(イ)～(キ)（略） 3（略） 第2各主体の役割 1～2（略） 3市 ア各種ハザードマップの作成配布による危険区域や避難場所の周知、減災対策の啓発 イ気象情報や緊急時の情報入手手段である防災情報メールの周知及び啓発 ウ風水害時における自身や家族のとりべき防災行動計画である「マイタイムライン」の作成 の呼びかけ 第8節避難所事前対策 【市】総務部、教育委員会 【関係機関】施設管理者、県(危機管理局) (略) 第1避難所の指定等 1（略） 2避難所の設置基準 (略) (1)指定緊急避難場所 (略) 市は、災害時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等にあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市に設けるものとする。 (2)～(5)（略） 3（略） 4避難所の開設体制等の整備 災害発生時において、避難所運営マニュアル、福祉避難所設置・運営マニュアルに基づき速やかに避難所を開設し市民の安全を確保する。 ア～オ（略） カ災害時に迅速な対応が可能となるよう、地域住民・防災士・避難所管理者・避難所開設担当者等の参加による、実践的な避難所運営訓練を実施する。 5～9（略）避難所設備の整備 第2（略） 第9節災害時孤立集落対策		字句修正 現状に合わせた追記 機構改編に伴う修正 県地域防災計画の改訂に伴う修正 現状に合わせた追記
--	--	---	--	---

【市】総務部、都市創造部、消防本部 【関係機関】市民、県（総合政策局、農林水産部、土木部） （略） 第 1 ～ 2 （略）	【市】総務部、都市創造部、消防本部 【関係機関】市民、県（危機管理局、農林水産部、土木部） （略） 第 1 ～ 2 （略）	機構改編に伴う修正
		機構改編に伴う修正
		現状に合わせた追記
第 10 節 要配慮者の安全確保 【市】市長政策部、総務部、福祉保健部、消防本部、教育委員会 【関係機関】市民、事業所・企業（福祉サービス提供者）、県（総合政策局、観光・交通・地域振興局、厚生部）、関係団体（NPO、ボランティア団体、外国人関係団体） （略） 第 1 要配慮者の支援体制の構築 1 市民の取り組み （1）市民の取り組み （追加） 災害時に隣近所での声掛け （追加） など、要配慮者を支援できるように日頃からコミュニティづくりを進める。また、防災組織や自主防災組織、民生委員・児童委員、近隣住民など地域の関係者は協力し、要配慮者を支援できる地域ぐるみの支援体制を構築する。 また、避難所への避難に際して危険が伴うと判断された場合、自宅の 2 階への避難も検討する。 （2）（略） 2 ～ 3 （略） 4 市の取り組み （1）～（2）（略） （3）避難行動要支援者名簿の作成について ア 避難行動要支援者名簿の作成 市は、（追加） 緊急時の救護活動や安否確認及び要配慮者の特定のため、災害対策基本法 49 条の 10 に基づき避難行動要支援者名簿を作成する。 イ～ウ （略） エ 関係機関との情報共有 避難行動要支援者名簿登載者は、本市及び消防本部の間で情報の共有を行う事とし、災害時には避難支援者等関係者その他の者へすみやかに提供できるよう、事前に調整をしておく。 また、（追加） 避難行動要支援者名簿登載者のうち関係機関との情報の共有について、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、同意した者の情報は、本市及び市消防 （追加）、民生委員・児童委員、高岡市社会福祉協議会、地区・校下社会福祉協議会、高岡市地域包括支援センター、自治会、自主防災会 に提供する。 なお、情報の共有にあたっては、高岡市個人情報保護条例に留意する。	【市】未来政策部、総務部、福祉保健部、消防本部、教育委員会 【関係機関】市民、事業所・企業（福祉サービス提供者）、県（危機管理局、観光・交通・地域振興局、厚生部）、関係団体（NPO、ボランティア団体、外国人関係団体） 略） 第 1 要配慮者の支援体制の構築 1 市民の取り組み （1）市民の取り組み 普段から、各種ハザードマップで自宅や施設などの危険を把握するほか、 災害時に隣近所での声掛け や早めの避難の呼びかけ など、要配慮者を支援できるように日頃からコミュニティづくりを進める。また、防災組織や自主防災組織、民生委員・児童委員、近隣住民など地域の関係者は協力し、要配慮者を支援できる地域ぐるみの支援体制を構築する。 また、避難所への避難に際して危険が伴うと判断された場合、自宅の 2 階への避難も検討する。 （2）（略） 2 ～ 3 （略） 4 市の取り組み （1）～（2）（略） （3）避難行動要支援者名簿の作成について ア 避難行動要支援者名簿の作成 市は、地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、 緊急時の救護活動や安否確認及び要配慮者の特定のため、災害対策基本法 49 条の 10 に基づき避難行動要支援者名簿を作成する。 イ～ウ （略） エ 関係機関との情報共有 避難行動要支援者名簿登載者は、本市及び消防本部の間で情報の共有を行う事とし、災害時には避難支援者等関係者その他の者へすみやかに提供できるよう、事前に調整をしておく。 また、地域防災計画の定めるところにより、 避難行動要支援者名簿登載者のうち関係機関との情報の共有について、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、同意した者の情報は、本市及び市消防 本部、福祉専門職、 民生委員・児童委員、高岡市社会福祉協議会、地区・校下社会福祉協議会、高岡市地域包括支援センター、自治会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者 に提供する。	機構改編に伴う修正
		現状に合わせた追記
		県地域防災計画の改訂に伴う修正
		県地域防災計画の改訂に伴う修正

オ 適正な情報管理のための措置について (追加) 避難行動要支援者名簿について、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理を行うため、下記の措置を講ずる。 (略) カ (略) キ <u>個別計画</u>の作成 避難行動要支援者名簿の登載者のうち関係機関との情報共有について同意した者については、地域ぐるみの支援体制において迅速な避難誘導や安否確認を行うため、一人ひとりの避難場所・避難経路や支援者に配慮すべき事項（持病、掛かり付けの病院、処方箋、緊急時の連絡方法等）を記載した<u>個別計画</u>を作成する。この際、特に人工呼吸器や酸素供給装置を在宅で使用している難病患者に対しては、病院等への搬送など、避難計画をより具体化しておく。 (追加) (4)～(9) (略) 5 (略) 第 2 各主体の役割 第 11 節 (略)	なお、情報の共有にあたっては、高岡市個人情報保護条例に留意する。 オ 適正な情報管理のための措置について <u>市は、地域防災計画に定めるところにより、市消防本部、福祉専門職、民生委員・児童委員、高岡市社会福祉協議会、地区・校下社会福祉協議会、高岡市地域包括支援センター、自治会、自主防災組織等避難支援等に係る関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</u> 避難行動要支援者名簿について、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理を行うため、下記の措置を講ずる。 (略) カ (略) キ <u>個別避難計画</u>の作成 避難行動要支援者名簿の登載者のうち関係機関との情報共有について同意した者については、地域ぐるみの支援体制において迅速な避難誘導や安否確認を行うため、一人ひとりの避難場所・避難経路や支援者に配慮すべき事項（持病、掛かり付けの病院、処方箋、緊急時の連絡方法等）を記載した<u>個別避難計画</u>を作成する。この際、特に人工呼吸器や酸素供給装置を在宅で使用している難病患者に対しては、病院等への搬送など、避難計画をより具体化しておく。 <u>市は、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</u> <u>市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を定める場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。さらに、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</u> (4)～(9) (略) 5 (略) 第 2 各主体の役割 第 11 節 (略)	県地域防災計画の改訂に伴う修正 県地域防災計画の改訂に伴う修正 県地域防災計画の改訂に伴う修正
--	--	--

第 12 節 救急・救助体制の整備		機構改編に伴う修正
【市】消防本部 【関係機関】市民、県（ 総合政策局 、厚生部）、関係団体（医療機関、医師会、日本赤十字社富山県支部、柔道整復師会、医療機材業者、医療関係団体） (略)		
第 1 救急・救助体制の確保		
1 ～ 4 （略） 2 県の取り組み 5 要配慮者に対する配慮 要配慮者が災害発生時に 犠牲となるケースが多いことから、 (追加) 要配慮者の避難誘導や救急・救助及び医療救護等が円滑に行われるよう体制を整備する。 6 （略）		
第 2 （略）		記載の適正化
第 13 （略）		
第 14 節 道路・橋梁・トンネル等の風水害対策		
(略) <対策の方針（達成目標）> 市及び各道路管理者は、日常・臨時・定期点検等を行い、道路施設の状況を把握し、災害予防のため必要な修繕や計画的な施設の対策を実施する。また、被災時の道路機能を維持するため、道路管理者は連携して緊急通行確保路線の整備等により、代替性が高い道路整備に努める。		
第 1 ～ 3 （略）		県地域防災計画の改訂に伴う修正
第 15 節 （略）		
第 16 節 土砂災害予防		
(略) 第 1 土砂災害予防に関する取り組み 1 ～ 3 （略） 4 安全対策の推進 ア 県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、土砂災害危険箇所等について調査、研究を実施し、その実態把握に努めるとともに、その資料、情報を市及びその他防災関係機関に提供する。 (追加)		

第 12 節 救急・救助体制の整備		機構改編に伴う修正
【市】消防本部 【関係機関】市民、県（ 危機管理局 、厚生部）、関係団体（医療機関、医師会、日本赤十字社富山県支部、柔道整復師会、医療機材業者、医療関係団体） (略)		
第 1 救急・救助体制の確保		
1 ～ 4 （略） 2 県の取り組み 5 要配慮者に対する配慮 災害時には、要配慮者が 犠牲となるケースが多いことから、 市は 要配慮者の避難誘導や救急・救助及び医療救護等が円滑に行われるよう体制を整備する。 6 （略）		
第 2 （略）		記載の適正化
第 13 （略）		
第 14 節 道路・橋梁・トンネル等の風水害対策		
(略) <対策の方針（達成目標）> 市及び各道路管理者は、日常・臨時・定期点検等を行い、道路施設の状況を把握し、災害予防のため必要な修繕や計画的な施設の対策を実施する。また、被災時の道路機能を維持するため、道路管理者は連携して緊急輸送道路の整備等により、代替性が高い道路整備に努める。		
第 1 ～ 3 （略）		県地域防災計画の改訂に伴う修正
第 15 節 （略）		
第 16 節 土砂災害予防		
(略) 第 1 土砂災害予防に関する取り組み 1 ～ 3 （略） 4 安全対策の推進 ア 県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、土砂災害危険箇所等について調査、研究を実施し、その実態把握に努めるとともに、その資料、情報を市及びその他防災関係機関に提供する。 また、同法第 4 条第 1 項の規定による基礎調査の結果を公表するものとする。なお、基礎調査が完了した後には、おおむね五年ごとに基礎調査の実施が必要であり、高精度な地形情報等を用いて、土砂災害が発生するおそれがある箇所の抽出に努めるものとする。		

イ～サ （略） <u>（追加）</u> 5～8 （略） 9 要配慮者に対する配慮 ア～イ （略） ウ 土砂災害警戒区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設（主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等）の管理者等は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要な防災体制や訓練等に関する事項を定めた避難確保計画を作成し、市へ報告する<u>とともに、訓練を実施するものとする。</u> なお、市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。 エ （略） オ 市は、施設管理者等に、土砂災害の危険性を説明する等、防災意識の向上を図るほか、避難確保計画の作成や避難訓練の実施について、積極的に支援を行う。また、この計画を作成していない <u>（追加）</u> 施設管理者等に、期限を定めて <u>作成するよう指示を行う等、計画の作成を推進する。</u> 第 2 （略） 第 17 節 河川・海岸災害予防 （略） ＜対策の方針（達成目標）＞ 国・県および市は、河川改修や浸水防止施設、海岸保全施設等の計画的な整備を推進し、住民の安全確保を図る。 また、市は、<u>洪水</u>ハザードマップの作成、配布等により浸水想定区域を住民へ周知する。 第 1 施設の整備 1～2 （略） 3 洪水への減災対策 (1)～(4) （略） (5) 警戒避難体制の整備 <u>洪水</u>ハザードマップ等により浸水情報や避難所を市民に周知するとともに、市民の避難のた	イ～サ （略） <u>シ 災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、地方公共団体が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。</u> <u>ス 市は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。</u> 5～8 （略） 9 要配慮者に対する配慮 ア～イ （略） ウ 土砂災害警戒区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設（主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等）の管理者等は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要な防災体制や訓練等に関する事項を定めた避難確保計画を作成し、市へ報告する。<u>また、毎年訓練を実施し、市へ報告することとする。</u> なお、市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。 エ （略） オ 市は、施設管理者等に、土砂災害の危険性を説明する等、防災意識の向上を図るほか、避難確保計画の作成や避難訓練の実施について、積極的に支援を行う。また、この計画を作成していない <u>又は訓練を実施していない</u> 施設管理者等に、期限を定めて <u>計画作成及び訓練の実施について指示を行う。</u> 第 2 （略） 第 17 節 河川・海岸災害予防 （略） ＜対策の方針（達成目標）＞ 国・県および市は、河川改修や浸水防止施設、海岸保全施設等の計画的な整備を推進し、住民の安全確保を図る。 また、市は、<u>水害</u>ハザードマップの作成、配布等により浸水想定区域を住民へ周知する。 第 1 施設の整備 1～2 （略） 3 洪水への減災対策 (1)～(4) （略） (5) 警戒避難体制の整備 <u>水害</u>ハザードマップ等により浸水情報や避難所を市民に周知するとともに、市民の避難のた	県地域防災計画の改訂に伴う修正
		国の制度変更に伴う修正
		国の制度変更に伴う修正

イ～サ （略） <u>（追加）</u> 5～8 （略） 9 要配慮者に対する配慮 ア～イ （略） ウ 土砂災害警戒区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設（主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等）の管理者等は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要な防災体制や訓練等に関する事項を定めた避難確保計画を作成し、市へ報告する<u>とともに、訓練を実施するものとする。</u> なお、市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。 エ （略） オ 市は、施設管理者等に、土砂災害の危険性を説明する等、防災意識の向上を図るほか、避難確保計画の作成や避難訓練の実施について、積極的に支援を行う。また、この計画を作成していない <u>（追加）</u> 施設管理者等に、期限を定めて <u>作成するよう指示を行う等、計画の作成を推進する。</u> 第 2 （略） 第 17 節 河川・海岸災害予防 （略） ＜対策の方針（達成目標）＞ 国・県および市は、河川改修や浸水防止施設、海岸保全施設等の計画的な整備を推進し、住民の安全確保を図る。 また、市は、<u>洪水</u>ハザードマップの作成、配布等により浸水想定区域を住民へ周知する。 第 1 施設の整備 1～2 （略） 3 洪水への減災対策 (1)～(4) （略） (5) 警戒避難体制の整備 <u>洪水</u>ハザードマップ等により浸水情報や避難所を市民に周知するとともに、市民の避難のた	イ～サ （略） <u>シ 災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、地方公共団体が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。</u> <u>ス 市は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。</u> 5～8 （略） 9 要配慮者に対する配慮 ア～イ （略） ウ 土砂災害警戒区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設（主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等）の管理者等は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要な防災体制や訓練等に関する事項を定めた避難確保計画を作成し、市へ報告する。<u>また、毎年訓練を実施し、市へ報告することとする。</u> なお、市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。 エ （略） オ 市は、施設管理者等に、土砂災害の危険性を説明する等、防災意識の向上を図るほか、避難確保計画の作成や避難訓練の実施について、積極的に支援を行う。また、この計画を作成していない <u>又は訓練を実施していない</u> 施設管理者等に、期限を定めて <u>計画作成及び訓練の実施について指示を行う。</u> 第 2 （略） 第 17 節 河川・海岸災害予防 （略） ＜対策の方針（達成目標）＞ 国・県および市は、河川改修や浸水防止施設、海岸保全施設等の計画的な整備を推進し、住民の安全確保を図る。 また、市は、<u>水害</u>ハザードマップの作成、配布等により浸水想定区域を住民へ周知する。 第 1 施設の整備 1～2 （略） 3 洪水への減災対策 (1)～(4) （略） (5) 警戒避難体制の整備 <u>水害</u>ハザードマップ等により浸水情報や避難所を市民に周知するとともに、市民の避難のた	現状に合わせた修正
		現状に合わせた修正
		現状に合わせた修正

めの連絡体制の整備をはじめ、必要な警戒避難体制を構築する緊急時の伝達媒体である防災行政無線、コミュニティ FM 緊急割り込み放送、緊急告知ラジオ <u>(追加)を整備するなど情報伝達体制を整備する。</u> (6) 市民の防災意識向上に向けた啓発 防災情報の収集方法や<u>洪水</u>ハザードマップ等の活用方法等について広報し、市民の防災意識の向上を図る。 (7) 市民の防災意識の向上 ア <u>洪水</u>ハザードマップの配布 イ～オ (略) (8) (略) 4～5 (略) 第2 体制の整備 1～6 (略) 7 危険区域の広報 <u>洪水</u>ハザードマップ等の作成・配布により、地域住民へ危険箇所の情報提供および意識醸成を行う。 第3 各主体の役割 1～2 (略) 3 国・県・市等 (1)～(3) (略) (4) 情報の提供 ア <u>洪水</u>ハザードマップの作成、配布による住民への周知 (5) (略) 4～5 (略) 第18節 (略) 第19節 農地・農業用施設等の災害予防 略) 第1 施設の整備 (1) (略) (2) 農業用ため池対策 (略) ア (略)	めの連絡体制の整備をはじめ、必要な警戒避難体制を構築する緊急時の伝達媒体である防災行政無線、コミュニティ FM 緊急割り込み放送、緊急告知ラジオ、<u>全国瞬時警報システム（J－ALERT）</u>、<u>Lアラート（災害情報共有システム）</u>、<u>防災情報メール</u>、<u>防災関連アプリ等の多様な情報伝達体制の整備に努める。</u> (6) 市民の防災意識向上に向けた啓発 防災情報の収集方法や<u>水害</u>ハザードマップ等の活用方法等について広報し、市民の防災意識の向上を図る。 (7) 市民の防災意識の向上 ア <u>水害</u>ハザードマップの配布 イ～オ (略) (8) (略) 4～5 (略) 第2 体制の整備 1～6 (略) 7 危険区域の広報 <u>水害</u>ハザードマップ等の作成・配布により、地域住民へ危険箇所の情報提供および意識醸成を行う。 第3 各主体の役割 1～2 (略) 3 国・県・市等 (1)～(3) (略) (4) 情報の提供 ア <u>水害</u>ハザードマップの作成、配布による住民への周知 (5) (略) 4～5 (略) 第18節 (略) 第19節 農地・農業用施設等の災害予防 略) 第1 施設の整備 (1) (略) (2) 農業用ため池対策 (略) ア (略)	現状に合わせた追記 現状に合わせた修正 現状に合わせた修正 現状に合わせた修正
---	---	---

イ市及び県は、<u>老朽ため池</u>について調査を実施し、その実態把握に努める。 県は、ため池整備事業、市は、<u>老朽ため池</u>の危険箇所の整備を推進する。 ウ～オ（略） (3) 農業用生産施設等の対策 ア～ウ（略） エ園芸作物及び果樹対策 園芸作物及び果樹については、産地ぐるみの災害防止を推進するため、県及び関係団体と連携を図り、組織的な防災施設の導入や災害防止対策を実施できる体制づくりを進める。 また、次の事項に留意して被害の防止及び軽減を図るよう指導する。 ①<u>防風林や暴風垣及び防風ネット等の設置などを完備するとともに、剪定等による調整や支柱立て等により被害の防止</u> ②<u>補植用苗（種子）の確保や収穫期に入ったものは事前にできるだけ収穫するなど被害の軽減（追加）</u> オ～キ（略） 第 2 ～ 3（略） 第 20 節（略） 第 21 節 鉄道等の風水害対策 【実施機関】西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、あいの風とやま鉄道株式会社、万葉線株式会社 【市】総務部、<u>市長政策部</u> （略） 第 1 ～ 2（略） 第 22 節 報道機関の風水害対策 【実施機関】報道機関（テレビ局、ラジオ局、新聞社等） 【市】<u>市長政策部</u> （略） 第 1 ～ 2（略） 第 23 節 ライフライン強化対策（電話） 【実施機関】西日本電信電話株式会社富山支店、株式会社NTTドコモ北陸、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社<u>（追加）</u> 【市】総務部 （略）	イ市及び県は、<u>防災重点農業用ため池</u>について調査を実施し、その実態把握に努める。 県は、ため池整備事業、市は、<u>防災重点農業用ため池</u>の危険箇所の整備を推進する。 ウ～オ（略） (3) 農業用生産施設等の対策 ア～ウ（略） エ園芸作物及び果樹対策 園芸作物及び果樹については、産地ぐるみの災害防止を推進するため、県及び関係団体と連携を図り、組織的な防災施設の導入や災害防止対策を実施できる体制づくりを進める。 また、次の事項に留意して被害の防止及び軽減を図るよう指導する。 ①<u>支柱、防風網等の補強、設置を指導するものとする。</u> ②<u>排水溝の整備や薬剤散布の励行を指導するものとする。</u> ③<u>収穫期を迎えている果実は、速やかに収穫を行う。</u> オ～キ（略） 第 2 ～ 3（略） 第 20 節（略） 第 21 節 鉄道等の風水害対策 【実施機関】西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、あいの風とやま鉄道株式会社、万葉線株式会社 【市】総務部、<u>未来政策部</u> （略） 第 1 ～ 2（略） 第 22 節 報道機関の風水害対策 【実施機関】報道機関（テレビ局、ラジオ局、新聞社等） 【市】<u>未来政策部</u> （略） 第 1 ～ 2（略） 第 23 節 ライフライン強化対策（電話） 【実施機関】西日本電信電話株式会社富山支店、株式会社NTTドコモ北陸、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、<u>楽天グループ株式会社</u> 【市】総務部 （略）	県地域防災計画の改訂に伴う修正 県地域防災計画の改訂に伴う修正 機構改編に伴う修正 機構改編に伴う修正 現状に合わせた追記

第 1 災害に強い通信施設の整備及び体制の充実 1 公衆通信の災害予防 (1)～(4) (5) 避難所対策 ア <u>発災時</u>に備え、迅速かつ確実な通信手段の確保を目的として、市所管指定避難所に特設公衆電話の事前設置を行う。 2～3 (略) 第 24～25 節 (略) 第 26 節 ライフライン強化対策（上水道） 【市】上下水道局 【関係機関】県（厚生部）、関係団体（公益社団法人日本水道協会富山県支部、<u>富山県水道協会</u>、高岡市管工事業協同組合、資機材取扱業者） (略) <対策の方針（達成目標）> (略) 市は、一人一日 3ℓ を目標に飲料水を確保するとともに、災害による水道の断減水を最小限に抑え、緊急時における飲料水、生活用水（以下「飲料水等」という。）を確保するため、<u>上水道危機管理計画</u>に基づき、災害対策の強化を行う。 第 1 施設の整備 1 (略) 2 図面情報の整備及び OA 機器のバックアップ 市は、応援対策活動が円滑に行えるよう、図面や各種データ等の更新を迅速化するなか、2ヵ所に分散管理する。保管場所及び責任者は<u>上水道震災対策計画</u>に基づく。 第 2 体制の整備 1 (略) 2 各機関との連携、連絡体制等の確立 (1)～(4) (略) <u>(5) 富山県水道協会</u> <u>主に簡易水道事業者間の応援活動等に対する支援体制を整備することに努める。</u> 3 訓練、防災意識の啓発 (1) (略) (2) 職員に対する教育及び訓練	第 1 災害に強い通信施設の整備及び体制の充実 1 公衆通信の災害予防 (1)～(4) (5) 避難所対策 ア <u>災害時</u>に備え、迅速かつ確実な通信手段の確保を目的として、市所管指定避難所に特設公衆電話の事前設置を行う。 2～3 (略) 第 24～25 節 (略) 第 26 節 ライフライン強化対策（上水道） 【市】上下水道局 【関係機関】県（厚生部）、関係団体（公益社団法人日本水道協会富山県支部、高岡市管工事業協同組合、資機材取扱業者） (略) <対策の方針（達成目標）> (略) 市は、一人一日 3ℓ を目標に飲料水を確保するとともに、災害による水道の断減水を最小限に抑え、緊急時における飲料水、生活用水（以下「飲料水等」という。）を確保するため、<u>上下水道危機管理計画</u>に基づき、災害対策の強化を行う。 第 1 施設の整備 1 (略) 2 図面情報の整備及び OA 機器のバックアップ 市は、応援対策活動が円滑に行えるよう、図面や各種データ等の更新を迅速化するなか、2ヵ所に分散管理する。保管場所及び責任者は<u>上下水道震災対策計画</u>に基づく。 第 2 体制の整備 1 (略) 2 各機関との連携、連絡体制等の確立 (1)～(4) (略) 3 訓練、防災意識の啓発 (1) (略) (2) 職員に対する教育及び訓練	県地域防災計画の改訂に伴う修正 現状に合わせた修正 現状に合わせた修正 現状に合わせた修正 現状に合わせた修正 現状に合わせた修正
---	---	---

市は、職員の教育及び訓練を通じ、防災基本計画（内閣府）、高岡市地域防災計画、防災関係法規及び<u>上水道危機管理計画</u>の周知・徹底を図る。 また、県、市の総合防災訓練に参加するとともに、他の機関、部署との連携を強化する。 (3) 応急対策マニュアルの充実 市は、<u>上水道危機管理計画</u>における応急活動の行動指針に基づいて行動し、非常配備業務分担及び配備体制に従い迅速かつ適切な応急対策に努める。 (4) （略） 第 3 各主体の役割 1 ～ 2 （略） 3 関係機関 (1) （略） (2) <u>富山県水道協会</u> <u>ア 簡易水道事業者間の応援活動等に対する支援体制の整備</u> 第 27 節 （略） 第 28 節 工業用水道事業者の風水害対策 (略) 第 1 施設の整備 1 県営工業用水道施設の概要 <table><tr><th>事 業 者</th><th>水 源</th><th>給水能力(m³/日)</th></tr><tr><td>富山県西部工業用水道事業</td><td>境川ダム</td><td><u>300,000</u></td></tr><tr><td>富山八尾中核工業団地工業用水道事業</td><td>地下水</td><td>6,125</td></tr><tr><td>利賀川工業用水道事業</td><td>利賀ダム</td><td>8,200</td></tr></table> 2 ～ 4 （略） 第 2 （略） 第 29 節 危険物等施設の災害予防 【市】<u>市民生活部</u>、消防本部、市民病院事務局 【関係機関】 事業所・企業（危険物取扱事業者）、県（<u>総合政策局</u>、生活環境文化部） (略) 第 1 ～ 4 （略）	事 業 者	水 源	給水能力(m ³ /日)	富山県西部工業用水道事業	境川ダム	<u>300,000</u>	富山八尾中核工業団地工業用水道事業	地下水	6,125	利賀川工業用水道事業	利賀ダム	8,200	市は、職員の教育及び訓練を通じ、防災基本計画（内閣府）、高岡市地域防災計画、防災関係法規及び<u>上下水道危機管理計画</u>の周知・徹底を図る。 また、県、市の総合防災訓練に参加するとともに、他の機関、部署との連携を強化する。 (3) 応急対策マニュアルの充実 市は、<u>上下水道危機管理計画</u>における応急活動の行動指針に基づいて行動し、非常配備業務分担及び配備体制に従い迅速かつ適切な応急対策に努める。 (4) （略） 第 3 各主体の役割 1 ～ 2 （略） 3 関係機関 (1) （略） 第 27 節 （略） 第 28 節 工業用水道事業者の風水害対策 (略) 第 1 施設の整備 1 県営工業用水道施設の概要 <table><tr><th>事 業 者</th><th>水 源</th><th>給水能力(m³/日)</th></tr><tr><td>富山県西部工業用水道事業</td><td>境川ダム</td><td><u>400,000</u></td></tr><tr><td>富山八尾中核工業団地工業用水道事業</td><td>地下水</td><td>6,125</td></tr><tr><td>利賀川工業用水道事業</td><td>利賀ダム</td><td>8,200</td></tr></table> 2 ～ 4 （略） 第 2 （略） 第 29 節 危険物等施設の災害予防 【市】<u>生活環境文化部</u>、消防本部、市民病院事務局 【関係機関】 事業所・企業（危険物取扱事業者）、県（<u>危機管理局</u>、生活環境文化部） (略) 第 1 ～ 4 （略）	事 業 者	水 源	給水能力(m ³ /日)	富山県西部工業用水道事業	境川ダム	<u>400,000</u>	富山八尾中核工業団地工業用水道事業	地下水	6,125	利賀川工業用水道事業	利賀ダム	8,200	現状に合わせた修正 現状に合わせた修正 現状に合わせた修正 現状に合わせた修正 現状に合わせた修正 機構改編に伴う修正
事 業 者	水 源	給水能力(m ³ /日)																								
富山県西部工業用水道事業	境川ダム	<u>300,000</u>																								
富山八尾中核工業団地工業用水道事業	地下水	6,125																								
利賀川工業用水道事業	利賀ダム	8,200																								
事 業 者	水 源	給水能力(m ³ /日)																								
富山県西部工業用水道事業	境川ダム	<u>400,000</u>																								
富山八尾中核工業団地工業用水道事業	地下水	6,125																								
利賀川工業用水道事業	利賀ダム	8,200																								

第 30 節 火災予防と消防力の整備		
【市】消防本部 【関係機関】市民、事業所・企業、県（総合政策局）		機構改編に伴う修正
異常乾燥 下や強風下においては、火災が発生した場合、特に木造住宅密集地においては、大火災に発展する危険性が高い。 （略） ＜対策の方針（達成目標）＞ 市民、企業、学校、事業所等は、消火訓練への参加、各家庭での住宅用火災警報器、消火器具等の設置や、各種パンフレット等を参考に、異常乾燥及び強風時における火の取扱いに注意するなど、災害発生時の火災発生防止に努めるとともに、万が一火災が発生したときに被害を最小限に食い止めるための知識を身につける。 （略）		県地域防災計画の改訂に伴う修正
第 1 各主体における火災予防の取り組み		
1 市民の取り組み		
(1) 市民の取り組み		
ア 異常乾燥 及び強風時における火の取扱いに注意する。 イ～シ （略）		
(2) （略）		
2 ～ 4 （略）		
第 2 火災予防対策		
1 ～ 5 （略）		
6 火災予防思想の普及		
(1) 市民の自主防火指導		
火災をはじめ各種の災害を防止するため、市民の自主防火意識の高揚、災害発生時に対応できる消火技術の習得及び自然災害発生時における危険防止方策等について (追加) 地域住民への啓発に努める。		
(2) ～ (8) （略）		
7 ～ 10 （略）		
第 3 ～ 4 （略）		
第 31 節 林野火災予防		
（略）		
第 1 林野火災予防に関する取り組み		

第 30 節 火災予防と消防力の整備		
【市】消防本部 【関係機関】市民、事業所・企業、県（危機管理局）		機構改編に伴う修正
乾燥 下や強風下においては、火災が発生した場合、特に木造住宅密集地においては、大火災に発展する危険性が高い。 （略） ＜対策の方針（達成目標）＞ 市民、企業、学校、事業所等は、消火訓練への参加、各家庭での住宅用火災警報器、消火器具等の設置や、各種パンフレット等を参考に、乾燥及び強風時における火の取扱いに注意するなど、災害発生時の火災発生防止に努めるとともに、万が一火災が発生したときに被害を最小限に食い止めるための知識を身につける。 （略）		県地域防災計画の改訂に伴う修正
第 1 各主体における火災予防の取り組み		
1 市民の取り組み		
(1) 市民の取り組み		
ア 乾燥 及び強風時における火の取扱いに注意する。 イ～シ （略）		県地域防災計画の改訂に伴う修正
(2) （略）		
2 ～ 4 （略）		
第 2 火災予防対策		
1 ～ 5 （略）		
6 火災予防思想の普及		
(1) 市民の自主防火指導		
火災をはじめ各種の災害を防止するため、市民の自主防火意識の高揚、災害発生時に対応できる消火技術の習得及び自然災害発生時における危険防止方策等について、 春季・秋季の火災予防運動期間などあらゆる機会をとらえ、ポスター、新聞、テレビ、広報誌、インターネットなどを利用し 、地域住民への啓発に努める。		
(2) ～ (8) （略）		
7 ～ 10 （略）		
第 3 ～ 4 （略）		
第 31 節 林野火災予防		
（略）		
第 1 林野火災予防に関する取り組み		

1 ～ 2 （略） 3 予防体制の強化 県、市、富山森林管理署、森林組合、消防本部等は連絡調整を図り、林野火災予防資機材の適切な配備、管理を含め、効果的な予防体制を確立することとし、特に次の事項に重点をおき実施するものとする。 (1) ～ (2) （略） (3) 火入れ規制の徹底 市は、異常乾燥、強風等の気象条件に留意し、森林法に基づく火入れの規制を適正に行う。 (4) ～ (5) （略） 第 2 各主体の役割 1 ～ 2 3 市 ア～イ （略） ウ 異常乾燥、強風時における火入れ規制の実施 エ～カ （略） 第 32 節 廃棄物処理体制の整備 【市】市民生活部、上下水道局 【関係機関】県（生活環境文化部）、関係団体（富山県環境保全協同組合、一般社団法人富山県産業資源循環協会、公益社団法人富山県浄化槽協会、一般社団法人富山県構造物解体協会） (略) 第 1 ～ 2 （略） 第 33 節 飲料水・食料・生活必需品等の確保 【市】総務部、産業振興部、市民生活部、福祉保健部 【関係機関】市民、事業所・企業（福祉施設、病院、応援協定企業、学校）、国（北陸農政局富山地域センター）、県（総合政策局、厚生部）、関係団体（日本赤十字社富山県支部、一般社団法人富山県トラック協会、相互応援協定自治体） (略) <対策の方針（達成目標）> (略) また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。 (略) 第 1 （略）	1 ～ 2 （略） 3 予防体制の強化 県、市、富山森林管理署、森林組合、消防本部等は連絡調整を図り、林野火災予防資機材の適切な配備、管理を含め、効果的な予防体制を確立することとし、特に次の事項に重点をおき実施するものとする。 (1) ～ (2) （略） (3) 火入れ規制の徹底 市は、乾燥、強風等の気象条件に留意し、森林法に基づく火入れの規制を適正に行う。 (4) ～ (5) （略） 第 2 各主体の役割 1 ～ 2 3 市 ア～イ （略） ウ 乾燥、強風時における火入れ規制の実施 エ～カ （略） 第 32 節 廃棄物処理体制の整備 【市】生活環境文化部、上下水道局 【関係機関】県（生活環境文化部）、関係団体（富山県環境保全協同組合、一般社団法人富山県産業資源循環協会、公益社団法人富山県浄化槽協会、一般社団法人富山県構造物解体協会） (略) 第 1 ～ 2 （略） 第 33 節 飲料水・食料・生活必需品等の確保 【市】総務部、産業振興部、生活環境文化部、福祉保健部 【関係機関】市民、事業所・企業（福祉施設、病院、応援協定企業、学校）、国（北陸農政局富山地域センター）、県（危機管理局、厚生部）、関係団体（日本赤十字社富山県支部、一般社団法人富山県トラック協会、相互応援協定自治体） (略) <対策の方針（達成目標）> (略) また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。 (略) 第 1 （略）	県地域防災計画の改訂に伴う修正 県地域防災計画の改訂に伴う修正 機構改編に伴う修正 機構改編に伴う修正 県地域防災計画の改訂に伴う修正
--	--	--

第 2 備蓄の実施 1 備蓄箇所 (略) なお、災害時の備蓄の充実を図るため、市は備蓄計画を策定する。なお、策定にあたっては、<u>(追加)</u> 県との分担、自治体間の相互応援協定や民間の流通備蓄の活用、要配慮者対策を検討する。 2 ～ 5 (略) 第 3 ～ 4 (略) 第 34 節 学校、保育園等の防災対策・防災教育 (略) 第 1 (略) 第 2 防災教育等 1 防災教育の実施 (1) (略) (2) 児童生徒に対する防災教育 校長は、次の事項について、<u>各教科、道徳、</u>特別活動（避難訓練を含む。）、総合的な学習の時間など学校の教育活動全体を通じて、各学校の立地条件等の実情を踏まえ、年間を通じて計画的・継続的に防災教育を実施する。 (略) ア～ウ (略) <u>(追加)</u> 2 ～ 4 (略) 第 3 (略) 第 35 (略) 第 36 節 ボランティア活動の推進 【市】<u>市民生活部</u>、福祉保健部 【関係機関】 県（生活環境文化部）、関係団体（市社会福祉協議会、富山県社会福祉協議会、県内ボランティア団体、富山県民ボランティア総合支援センター、高岡青年会議所） (略)	第 2 備蓄の実施 1 備蓄箇所 (略) なお、災害時の備蓄の充実を図るため、市は備蓄計画を策定する。なお、策定にあたっては、<u>指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、</u> 県との分担、自治体間の相互応援協定や民間の流通備蓄の活用、要配慮者対策を検討する。 2 ～ 5 (略) 第 3 ～ 4 (略) 第 34 節 学校、保育園等の防災対策・防災教育 (略) 第 1 (略) 第 2 防災教育等 1 防災教育の実施 (1) (略) (2) 児童生徒に対する防災教育 校長は、次の事項について、各教科 <u>(道徳を含む)、</u>特別活動（避難訓練を含む。）、総合的な学習の時間など学校の教育活動全体を通じて、各学校の立地条件等の実情を踏まえ、年間を通じて計画的・継続的に防災教育を実施する。 (略) ア～ウ (略) <u>エ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動がとれるようにすること。</u> 2 ～ 4 (略) 第 3 (略) 第 35 (略) 第 36 節 ボランティア活動の推進 【市】<u>生活環境文化部</u>、福祉保健部 【関係機関】 県（生活環境文化部）、関係団体（市社会福祉協議会、富山県社会福祉協議会、県内ボランティア団体、富山県民ボランティア総合支援センター、高岡青年会議所） (略)	県地域防災計画の改訂に伴う修正 県地域防災計画の改訂に伴う修正 県地域防災計画の改訂に伴う修正 機構改編に伴う修正
--	--	---

第 1 各主体の取り組み 1（略） 2 関係機関の取り組み (1)（略） (2) その他関係機関 以下の業務を県内ボランティア団体、高岡青年会議所等と連携し、実施する。 (追加) 3 積雪期を想定した対応 第 2（略） 第 2 章 災害応急対策計画 第 1 節 災害対策本部の組織・運営 (略) 発災前後の対応（タイムスケジュール） <table><tr><td>気象情報等発表</td><td>(略)</td></tr><tr><td>災害対応が必要な場合</td><td>(略)</td></tr><tr><td>高齢者等避難</td><td>(略)</td></tr><tr><td>避難指示</td><td>(略)</td></tr><tr><td>災害による被害発生中</td><td>本部会議の開催 現地災害対策本部会議の設置 関係機関へ防災会議連絡員室への出動を要請 災害救助法の適用</td></tr><tr><td>避難指示等解除</td><td>(略)</td></tr><tr><td>解除後 1 日以内</td><td>(略)</td></tr><tr><td>解除後 3 日以内</td><td>(略)</td></tr><tr><td>事後 1 週間以内</td><td>(略)</td></tr></table>	気象情報等発表	(略)	災害対応が必要な場合	(略)	高齢者等避難	(略)	避難指示	(略)	災害による被害発生中	本部会議の開催 現地災害対策本部会議の設置 関係機関へ防災会議連絡員室への出動を要請 災害救助法の適用	避難指示等解除	(略)	解除後 1 日以内	(略)	解除後 3 日以内	(略)	事後 1 週間以内	(略)	現状に合わせた修正
気象情報等発表	(略)																		
災害対応が必要な場合	(略)																		
高齢者等避難	(略)																		
避難指示	(略)																		
災害による被害発生中	本部会議の開催 現地災害対策本部会議の設置 関係機関へ防災会議連絡員室への出動を要請 災害救助法の適用																		
避難指示等解除	(略)																		
解除後 1 日以内	(略)																		
解除後 3 日以内	(略)																		
事後 1 週間以内	(略)																		
第 1 各主体の取り組み 1（略） 2 関係機関の取り組み (1)（略） (2) その他関係機関 災害時には、県内ボランティア団体、高岡青年会議所等と連携し、以下の業務を実施する。 ア 高齢者、障害者等の介助、誘導 イ 手話、外国語の通訳 ウ 救援物資の仕分け、搬送、配布 エ 炊出し、水汲み オ 家財の搬出、家屋の片付け、瓦礫の処理 3 積雪期を想定した対応 第 2（略） 第 2 章 災害応急対策計画 第 1 節 災害対策本部の組織・運営 (略) 発災前後の対応（タイムスケジュール） <table><tr><td>気象情報等発表</td><td>(略)</td></tr><tr><td>災害対応が必要な場合</td><td>(略)</td></tr><tr><td>高齢者等避難</td><td>(略)</td></tr><tr><td>避難指示</td><td>(略)</td></tr><tr><td>災害による被害発生中</td><td>本部会議の開催 現地災害対策本部会議の設置 災害救助法の適用</td></tr><tr><td>避難指示等解除</td><td>(略)</td></tr><tr><td>解除後 1 日以内</td><td>(略)</td></tr><tr><td>解除後 3 日以内</td><td>(略)</td></tr><tr><td>事後 1 週間以内</td><td>(略)</td></tr></table>	気象情報等発表	(略)	災害対応が必要な場合	(略)	高齢者等避難	(略)	避難指示	(略)	災害による被害発生中	本部会議の開催 現地災害対策本部会議の設置 災害救助法の適用	避難指示等解除	(略)	解除後 1 日以内	(略)	解除後 3 日以内	(略)	事後 1 週間以内	(略)	現状に合わせた修正
気象情報等発表	(略)																		
災害対応が必要な場合	(略)																		
高齢者等避難	(略)																		
避難指示	(略)																		
災害による被害発生中	本部会議の開催 現地災害対策本部会議の設置 災害救助法の適用																		
避難指示等解除	(略)																		
解除後 1 日以内	(略)																		
解除後 3 日以内	(略)																		
事後 1 週間以内	(略)																		

現状に合わせた修正

現状に合わせた修正

災害対策本部会議の確認協議事項			災害対策本部会議の確認協議事項			県地域防災計画の改訂に伴う修正
避難指示	被害発生中	被害発生中(規模拡大)	避難指示	被害発生中	被害発生中(規模拡大)	
(略)	(略) ・緊急通行確保路線等障害物の情報 収集【22 節】 (略)	(略)	(略)	(略) ・緊急輸送道路等障害物の情報収集 【22 節】 (略)	(略)	現状に合わせた修正
第 1 (略)			第 1 (略)			
第 2 災害対策本部及び現地災害対策本部の設置・廃止基準			第 2 災害対策本部及び現地災害対策本部の設置・廃止基準			
1 災害対策本部等の設置			1 災害対策本部等の設置			
(略)			(略)			
(1) (略)			(1) (略)			
(2) 災害警戒本部(第 2)の設置基準			(2) 災害警戒本部(第 2)の設置基準			
(略)			(略)			
ア～ウ (略)			ア～ウ (略)			
エ 避難準備情報を発表・発令すると見込まれる場合			エ 高齢者等避難を発表・発令すると見込まれる場合			
(3)～(4) (略)			(3)～(4) (略)			
(5) 災害対策本部の体制			(5) 災害対策本部の体制			
(略)			(略)			

高岡市災害対策本部等組織		高岡市災害対策本部等組織																																																		
高岡市災害対策本部員会議 災害対策本部 本部長 市長 副本部長 副市長 本部事務局 - 総務課危機管理室 - 都市経営課 - 財政課 - 秘書課広報聴室 - 情報政策課 - 総務課 - 人事課 - 都市計画課 - 消防本部警防課 - 教育委員会教育総務課 - 管財契約課 - 農業水産課 - 社会福祉課 - 高齢介護課 - 上下水道局総務課 - 生涯学習・スポーツ課 <table><tr><td>市長政策部</td><td>市長政策部長</td></tr><tr><td>総務部</td><td>総務部長</td></tr><tr><td>産業振興部</td><td>産業振興部長</td></tr><tr><td>市民生活部</td><td>市民生活部長</td></tr><tr><td>福祉保健部</td><td>福祉保健部長</td></tr><tr><td>都市創造部</td><td>都市創造部長</td></tr><tr><td>消防部</td><td>消防長</td></tr><tr><td>上下水道部</td><td>上下水道事業管理者</td></tr><tr><td>教育部</td><td>教育長</td></tr><tr><td>医療部</td><td>市民病院事務局長</td></tr><tr><td>協力部</td><td>議会事務局 監査委員会事務局長</td></tr><tr><td>経理部</td><td>会計管理者</td></tr></table> 本部連絡員（各部局主管課長） 災害対策本部長が命じた本部の職員（各担当部課） 医師会、自衛隊、警察、県職員、ライフライン機関等 ※副部長は、各部の理事、次長をもって充てる。		市長政策部	市長政策部長	総務部	総務部長	産業振興部	産業振興部長	市民生活部	市民生活部長	福祉保健部	福祉保健部長	都市創造部	都市創造部長	消防部	消防長	上下水道部	上下水道事業管理者	教育部	教育長	医療部	市民病院事務局長	協力部	議会事務局 監査委員会事務局長	経理部	会計管理者	高岡市災害対策本部員会議 災害対策本部 本部長 市長 副本部長 副市長 本部事務局 - 危機管理課 - 企画課 - 財政課 - 秘書課広報聴室 - 情報政策課 - 総務課 - 人事課 - 都市計画課 - 消防本部警防課 - 教育委員会教育総務課 - 管財契約課 - 農業水産課 - 社会福祉課 - 高齢介護課 - 上下水道局総務課 - 生涯学習・スポーツ課 <table><tr><td>未来政策部</td><td>未来政策部長</td></tr><tr><td>総務部</td><td>総務部長</td></tr><tr><td>産業振興部</td><td>産業振興部長</td></tr><tr><td>生活環境文化部</td><td>生活環境文化部長</td></tr><tr><td>福祉保健部</td><td>福祉保健部長</td></tr><tr><td>都市創造部</td><td>都市創造部長</td></tr><tr><td>消防部</td><td>消防長</td></tr><tr><td>上下水道部</td><td>上下水道事業管理者</td></tr><tr><td>教育部</td><td>教育長</td></tr><tr><td>医療部</td><td>市民病院事務局長</td></tr><tr><td>協力部</td><td>議会事務局 監査委員会事務局長</td></tr><tr><td>経理部</td><td>会計管理者</td></tr></table> 本部連絡員（各部局主管課長） 災害対策本部長が命じた本部の職員（各担当部課） 医師会、自衛隊、警察、県職員、ライフライン機関等 ※副部長は、各部の理事、次長をもって充てる。		未来政策部	未来政策部長	総務部	総務部長	産業振興部	産業振興部長	生活環境文化部	生活環境文化部長	福祉保健部	福祉保健部長	都市創造部	都市創造部長	消防部	消防長	上下水道部	上下水道事業管理者	教育部	教育長	医療部	市民病院事務局長	協力部	議会事務局 監査委員会事務局長	経理部	会計管理者	機構改編に伴う修正
市長政策部	市長政策部長																																																			
総務部	総務部長																																																			
産業振興部	産業振興部長																																																			
市民生活部	市民生活部長																																																			
福祉保健部	福祉保健部長																																																			
都市創造部	都市創造部長																																																			
消防部	消防長																																																			
上下水道部	上下水道事業管理者																																																			
教育部	教育長																																																			
医療部	市民病院事務局長																																																			
協力部	議会事務局 監査委員会事務局長																																																			
経理部	会計管理者																																																			
未来政策部	未来政策部長																																																			
総務部	総務部長																																																			
産業振興部	産業振興部長																																																			
生活環境文化部	生活環境文化部長																																																			
福祉保健部	福祉保健部長																																																			
都市創造部	都市創造部長																																																			
消防部	消防長																																																			
上下水道部	上下水道事業管理者																																																			
教育部	教育長																																																			
医療部	市民病院事務局長																																																			
協力部	議会事務局 監査委員会事務局長																																																			
経理部	会計管理者																																																			
2（略） 3 災害対策本部等の組織及び運営 本部の組織及び運営は、災害対策基本法、高岡市災害対策本部条例及び同運営規程の定めるところにより、次のとおりとする。 なお、災害対策本部（災害警戒本部）事務局は、危機管理室、都市経営課、財政課、広報広聴室、情報政策課、総務課、人事課、消防本部警防課、教育委員会教育総務課、管財契約課、農業		2（略） 3 災害対策本部等の組織及び運営 本部の組織及び運営は、災害対策基本法、高岡市災害対策本部条例及び同運営規程の定めるところにより、次のとおりとする。 なお、災害対策本部（災害警戒本部）事務局は、危機管理課、企画課、財政課、広報広聴室、情報政策課、総務課、人事課、消防本部警防課、教育委員会教育総務課、管財契約課、農業水産		機構改編に伴う修正																																																

水産課、社会福祉課、高齢介護課、都市計画課、上下水道局総務課、生涯学習・スポーツ課を主とし、予め定める職員とするが、必要に応じて増員を図る。 4 ～ 5 （略） 第 3 （略） 第 4 高岡市防災会議連絡員室の設置 (略) 高岡市災害対策本部の電話番号 <table><tr><th>区 別</th><th>災害対策本部設置前</th><th>災害対策本部設置後</th></tr><tr><td>勤務時間内</td><td>総務課危機管理室 電 話 0766-20-1229 F A X 0766-20-1549</td><td>本部 電 話 0766-20-1110 F A X 0766-20-1549 県内市町村からの衛星 F A X</td></tr><tr><td>勤務時間外</td><td>時間外受付 電 話 0766-20-1482</td><td>による場合 自局発信番号・80-72-9-2130</td></tr></table> 第 5 （略） 第 6 各主体の役割 1 県 ア 防災会議連絡員室等への職員の派遣 2 市 ア 災害対策本部の設置・廃止 イ 現地災害対策本部の設置・廃止 ウ 災害警戒本部の設置・廃止 エ 避難所の開設・運営 オ 高岡市防災会議連絡員室の設置 カ 総合相談窓口の設置（罹災証明の発行、応急住宅の希望者の受付等） キ 被災者支援説明会の開催 3 関係機関 ア 防災関係機関における、防災会議連絡員室等への職員の派遣 第 2 節 防災関係機関の相互協力体制 【市災害対策本部】本部事務局、消防部 【関係機関】 県（総合政策局）、関係団体（災害応援協定締結団体） (略) <対策の方針（達成目標）>	区 別	災害対策本部設置前	災害対策本部設置後	勤務時間内	総務課危機管理室 電 話 0766-20-1229 F A X 0766-20-1549	本部 電 話 0766-20-1110 F A X 0766-20-1549 県内市町村からの衛星 F A X	勤務時間外	時間外受付 電 話 0766-20-1482	による場合 自局発信番号・80-72-9-2130	課、社会福祉課、高齢介護課、都市計画課、上下水道局総務課、生涯学習・スポーツ課を主とし、予め定める職員とするが、必要に応じて増員を図る。 4 ～ 5 （略） 第 3 （略） 第 4 （削除） 第 4 （略） 第 5 各主体の役割 1 県 ア 災害対策本部への職員の派遣 2 市 ア 災害対策本部の設置・廃止 イ 現地災害対策本部の設置・廃止 ウ 災害警戒本部の設置・廃止 エ 避難所の開設・運営 オ 総合相談窓口の設置（罹災証明の発行、応急住宅の希望者の受付等） カ 被災者支援説明会の開催 3 関係機関 ア 防災関係機関における、災害対策本部への職員の派遣 第 2 節 防災関係機関の相互協力体制 【市災害対策本部】本部事務局、消防部 【関係機関】 県（危機管理局）、関係団体（災害応援協定締結団体） (略) <対策の方針（達成目標）>	現状に合わせた修正 現状に合わせた修正 機構改編に伴う修正
区 別	災害対策本部設置前	災害対策本部設置後									
勤務時間内	総務課危機管理室 電 話 0766-20-1229 F A X 0766-20-1549	本部 電 話 0766-20-1110 F A X 0766-20-1549 県内市町村からの衛星 F A X									
勤務時間外	時間外受付 電 話 0766-20-1482	による場合 自局発信番号・80-72-9-2130									

市は、災害応急対策又は災害復旧を円滑に実施するため、<u>(追加)</u> 国、県、近隣の自治体、および遠隔地の災害時相互応援協定締結団体や民間企業・団体との応援協定締結企業等の受援体制を確保する。 (略)	市は、災害応急対策又は災害復旧を円滑に実施するため、<u>「高岡市災害時受援計画」に基づき</u>、国、県、近隣の自治体、および遠隔地の災害時相互応援協定締結団体や民間企業・団体との応援協定締結企業等の受援体制を確保する。 (略)	現状に合わせた修正																						
第 1 業務の内容 1 ～ 4 (略) 5 県が行う応援要請 (略) また、平成 30 年からは、大規模災害時の自治体応援職員の派遣方法として、総務省「<u>被災市区町村応援職員確保システム</u>」が運用開始され、被災地域ブロック内の都道府県又は指定都市を原則 1 対 1 で被災市区町村に割り当てる「対口支援方式」による応援体制が整備された。 (略) 6 ～ 8 (略) 9 受入体制 (1) (略) (2) 受入体制の確立 国、関係都道府県、市との連絡を速やかに行うための<u>連絡窓口</u>を定めるとともに、物資等の応援や人員派遣を速やかに受け入れるための施設の指定など受入体制を確立する。また、県及び市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体から人員・物資の支援や廃棄物処理等の協力が速やかに得られるように相互応援協定の締結に努める。<u>(追加)</u> 県及び市は、<u>被災市区町村応援職員確保システム</u>を活用した応援職員の受入れの訓練を実施し、システムの習熟、<u>発災時</u>における円滑な活用の促進に努める。 (3) 応援隊事務室の設置 市は、応援隊との指揮命令系統の確保及び連絡調整等を円滑に行い、災害対策を迅速に実施するため、次により事務室を設置する。<u>(追加)</u> (4) ～ (7) (略) 第 2 (略) <tr><td> 第 3 節 自衛隊派遣の要請・受入体制 【市災害対策本部】本部事務局 【関係機関】県 (<u>総合政策局</u>)、関係団体 (陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊) (略) </td><td> 第 3 節 自衛隊派遣の要請・受入体制 【市災害対策本部】本部事務局 【関係機関】県 (<u>危機管理局</u>)、関係団体 (陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊) (略) </td><td>現状に合わせた修正</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>現状に合わせた修正</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>現状に合わせた修正</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>現状に合わせた修正</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>現状に合わせた修正</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>県地域防災計画の改定に伴う修正</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>県地域防災計画の改訂に伴う修正</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>機構改編に伴う修正</td></tr>	第 3 節 自衛隊派遣の要請・受入体制 【市災害対策本部】本部事務局 【関係機関】県 (<u>総合政策局</u>)、関係団体 (陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊) (略)	第 3 節 自衛隊派遣の要請・受入体制 【市災害対策本部】本部事務局 【関係機関】県 (<u>危機管理局</u>)、関係団体 (陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊) (略)	現状に合わせた修正			現状に合わせた修正			現状に合わせた修正			現状に合わせた修正			現状に合わせた修正			県地域防災計画の改定に伴う修正			県地域防災計画の改訂に伴う修正			機構改編に伴う修正
第 3 節 自衛隊派遣の要請・受入体制 【市災害対策本部】本部事務局 【関係機関】県 (<u>総合政策局</u>)、関係団体 (陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊) (略)	第 3 節 自衛隊派遣の要請・受入体制 【市災害対策本部】本部事務局 【関係機関】県 (<u>危機管理局</u>)、関係団体 (陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊) (略)	現状に合わせた修正																						
		現状に合わせた修正																						
		現状に合わせた修正																						
		現状に合わせた修正																						
		現状に合わせた修正																						
		県地域防災計画の改定に伴う修正																						
		県地域防災計画の改訂に伴う修正																						
		機構改編に伴う修正																						

第 1 ～ 2 （略）		
第 4 節 災害情報の収集・伝達		
【市災害対策本部】本部事務局、消防部		
【関係機関】県（ 総合政策局 ）、関係団体（防災関係機関、ライフライン機関、報道機関、J A R L 高岡クラブ）		
（略）		
第 1 （略）		
第 2 被害情報等の収集担当		
市における被害情報等を収集する担当部班（室課）は次のとおりとする。		
被 害 項 目	担 当 部 班	備 考（部局名）
人的・家屋被害	総務部、消防部	総務部、消防本部
社会福祉施設被害	福祉保健部	福祉保健部
医療施設被害	福祉保健部、医療部、消防部	福祉保健部、市民病院、消防本部
商業・工業被害	産業振興部	産業振興部
農業・水産・林業被害	産業振興部	産業振興部
公共土木施設被害	都市創造部	都市創造部
電力施設被害	産業振興部	産業振興部
ガス施設被害	市民生活部	市民生活部
上水道施設被害	上下水道部	上下水道局
通信施設被害	総務部、消防部	総務部、消防本部
鉄道施設被害	市長政策部	市長政策部
市有建築物被害	各施設管理部局	—
第 3 （略）		
第 4 被害情報等の収集・伝達方法		
1 （略）		
2 被害情報等の伝達手段		
（略）		

第 1 ～ 2 （略）		
第 4 節 災害情報の収集・伝達		
【市災害対策本部】本部事務局、消防部		
【関係機関】県（ 危機管理局 ）、関係団体（防災関係機関、ライフライン機関、報道機関、J A R L 高岡クラブ）		
（略）		
第 1 （略）		
第 2 被害情報等の収集担当		
市における被害情報等を収集する担当部班（室課）は次のとおりとする。		
被 害 項 目	担 当 部 班	備 考（部局名）
人的・家屋被害	総務部、消防部	総務部、消防本部
社会福祉施設被害	福祉保健部	福祉保健部
医療施設被害	福祉保健部、医療部、消防部	福祉保健部、市民病院、消防本部
商業・工業被害	産業振興部	産業振興部
農業・水産・林業被害	産業振興部	産業振興部
公共土木施設被害	都市創造部	都市創造部
電力施設被害	産業振興部	産業振興部
ガス施設被害	生活環境文化部	生活環境文化部
上水道施設被害	上下水道部	上下水道局
通信施設被害	総務部、消防部	総務部、消防本部
鉄道施設被害	未来政策部	未来政策部
市有建築物被害	各施設管理部局	—
第 3 （略）		
第 4 被害情報等の収集・伝達方法		
1 （略）		
2 被害情報等の伝達手段		
（略）		

機構改編に伴う修正

機構改編に伴う修正

〈災害情報等の伝達先・伝達手段〉		
伝達先・伝達手段		市担当部署
①同報系防災行政無線 (J-ALERT)		総務課(危機管理室) (自動放送)
②広報車	(略)	
③警察、消防	(略)	
④自主防災組織、自治会等	自主防災会（携帯電話等）	総務課(危機管理室) 共創まちづくり課
	自治会（携帯電話等）	総務課(危機管理室) 共創まちづくり課
⑤福祉関係者	(略)	
⑥避難施設	市指定避難施設	各施設管理者
⑦インターネット	H P、携帯H P、ツイッター等	秘書課（広報広聴室）
		総務課(危機管理室)
⑧テレビ、ラジオ	(略)	
⑨その他	防災情報メール配信、緊急通報メール、Lアラート、一斉FAX登録者（要配慮者施設）	秘書課（広報広聴室）
		総務課(危機管理室)
⑩市町村関係機関	(略)	
⑪県等関係機関	県防災・危機管理課	総務課(危機管理室)
	県土木センター	総務課(危機管理室) 土木維持課
⑫市職員への伝達	職員参集システム	人事課 総務課(危機管理室)

第 5 ～ 8 （略）

第 5 節 気象情報・洪水予報・水防警報の収集・伝達

【市災害対策本部】本部事務局、消防部
【関係機関】
県（ 総合政策局 ）、関係団体（富山地方気象台、西日本電信電話株式会社、報道機関）

(略)

<対策の方針（達成目標）>

市は、水防活動及び住民避難に役立つ防災情報を、ホームページ、[市防災地域無線](#)等を用い、市民に迅速かつ的確に伝達する。

(略)

第 1 気象に関する予警報の種類及び発表基準

高岡市に関する特別警報・警報・注意報等の種類と概要

1 注意報の種類及び発表基準

(1) 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

[\(追加\)](#)

〈災害情報等の伝達先・伝達手段〉		
伝達先・伝達手段		市担当部署
①同報系防災行政無線 (J-ALERT)		危機管理課 (自動放送)
②広報車	(略)	
③警察、消防	(略)	
④自主防災組織、自治会等	自主防災会（携帯電話等）	危機管理課 共創まちづくり課
	自治会（携帯電話等）	危機管理課 共創まちづくり課
⑤福祉関係者	(略)	
⑥避難施設	市指定避難施設	各施設管理者
⑦インターネット	H P、携帯H P、ツイッター等	秘書課（広報広聴室）
		危機管理課
⑧テレビ、ラジオ	(略)	
⑨その他	防災情報メール配信、緊急通報メール、Lアラート、一斉FAX登録者（要配慮者施設）	秘書課（広報広聴室）
		危機管理課
⑩市町村関係機関	(略)	
⑪県等関係機関	県防災・危機管理課	危機管理課
	県土木センター	危機管理課 土木維持課
⑫市職員への伝達	職員参集システム	人事課 危機管理課

第 5 ～ 8 （略）

第 5 節 気象情報・洪水予報・水防警報の収集・伝達

【市災害対策本部】本部事務局、消防部
【関係機関】
県（ 危機管理局 ）、関係団体（富山地方気象台、西日本電信電話株式会社、報道機関）

(略)

<対策の方針（達成目標）>

市は、水防活動及び住民避難に役立つ防災情報を、ホームページ、[防災行政無線](#)等を用い、市民に迅速かつ的確に伝達する。

(略)

第 1 気象に関する予警報の種類及び発表基準

高岡市に関する特別警報・警報・注意報等の種類と概要

1 注意報の種類及び発表基準

(1) 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

[なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自ら](#)

機構改編に伴う修正

機構改編に伴う修正

記載の適正化

県地域防災計画の改訂に伴う修正

(2) 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象によって、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、現象の危険度と雨量、風速潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、高岡市に発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「[危険度分布](#)」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村等をまとめた地域の名称（西部北）を用いる場合がある。

(ア) (略)

[\(イ\) 警報・注意報の種類及び発表基準](#)

警報・注意報発表基準一覧表

		令和2年8月6日現在 発表官署 富山地方気象台	
高岡市	府県予報区	富山県	
	一次細分区域	西部	
	市町村等をまとめた地域	西部北	
警報	大雨	(浸水害) 表面雨量指数基準	16
		(土砂災害) 土壌雨量指数基準	120
	洪水	流域雨量指数基準	和田川流域=7.7, 千保川流域=8.6, 祖父川流域=5.5, 中川流域=4.6, 岸渡川流域=6.4, 子撫川流域=10.3
		複合基準 ^{*1}	和田川流域=(8, 6.9), 千保川流域=(8, 7.7)
		指定河川洪水予報による基準	庄川[小牧・大門], 小矢部川[石動・長江]
	暴風	平均風速	陸上 20m/s 海上 20m/s
	暴風雪	平均風速	陸上 20m/s 雪を伴う 海上 20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	6時間降雪の深さ30cm
	波浪	有義波高	4.5m
	高潮	潮位	1.0m
注意報	大雨	表面雨量指数基準	10
		土壌雨量指数基準	82
	洪水	流域雨量指数基準	和田川流域=6.1, 千保川流域=6.8, 祖父川流域=4.4, 中川流域=3.6, 岸渡川流域=5.1, 子撫川流域=8.2
		複合基準 ^{*1}	和田川流域=(5, 6.1), 千保川流域=(5, 6.6)
		指定河川洪水予報による基準	庄川[大門], 小矢部川[長江]
	強風	平均風速	陸上 12m/s 海上 15m/s
	風雪	平均風速	陸上 12m/s 雪を伴う 海上 15m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	6時間降雪の深さ15cm
	波浪	有義波高	2.0m
	高潮	潮位	0.7m
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪	1. 積雪地域の日平均気温が ⁶ 12℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が ⁶ 9℃以上かつ日平均風速が5m/s以上か日降水量20mm以上	
	濃霧	視程	陸上 100m 海上 500m
	乾燥	最小湿度40%で実効湿度65%	
	なだれ	1. 24時間降雪の深さが ⁶ 90cm以上あった場合 2. 積雪が ⁶ 100cm以上あって日平均気温2℃以上の場合	
	低温	夏期:最低気温17℃以下の日が継続 冬期:最低気温-6℃以下	
	霜	早霜・晩霜期に最低気温2℃以下	
	着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合	
	記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm

^{*1}(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

2 ～ 3 (略)

(修正した節のみ記載)

[の判断で自発的に避難することが望まれる。](#)

(2) 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象によって、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、現象の危険度と雨量、風速潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、高岡市に発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「[キキクル \(危険度分布\)](#)」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村等をまとめた地域の名称（西部北）を用いる場合がある。

(ア) (略)

[\(イ\) 警報・注意報の種類及び発表基準](#)

警報・注意報発表基準一覧表

		令和3年6月8日現在 発表官署 富山地方気象台	
高岡市	府県予報区	富山県	
	一次細分区域	西部	
	市町村等をまとめた地域	西部北	
警報	大雨	(浸水害) 表面雨量指数基準	16
		(土砂災害) 土壌雨量指数基準	120
	洪水	流域雨量指数基準	千保川流域=9.6, 祖父川流域=6.1, 中川流域=4.7, 岸渡川流域=6.6, 子撫川流域=10, 和田川流域=6.3
		複合基準 ^{*1}	千保川流域=(14, 8.6), 和田川流域=(8, 5.6)
		指定河川洪水予報による基準	庄川[小牧・大門], 小矢部川[石動・長江]
	暴風	平均風速	陸上 20m/s 海上 20m/s
	暴風雪	平均風速	陸上 20m/s 雪を伴う 海上 20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	6時間降雪の深さ30cm
	波浪	有義波高	4.5m
	高潮	潮位	1.0m
注意報	大雨	表面雨量指数基準	10
		土壌雨量指数基準	82
	洪水	流域雨量指数基準	千保川流域=7.6, 祖父川流域=4.8, 中川流域=3.7, 岸渡川流域=5.2, 子撫川流域=8, 和田川流域=5
		複合基準 ^{*1}	千保川流域=(5, 6.8), 和田川流域=(5, 5)
		指定河川洪水予報による基準	庄川[大門], 小矢部川[長江]
	強風	平均風速	陸上 12m/s 海上 15m/s
	風雪	平均風速	陸上 12m/s 雪を伴う 海上 15m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	6時間降雪の深さ15cm
	波浪	有義波高	2.0m
	高潮	潮位	0.7m
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪	1. 積雪地域の日平均気温が ⁶ 12℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が ⁶ 9℃以上かつ日平均風速が5m/s以上か日降水量20mm以上	
	濃霧	視程	陸上 100m 海上 500m
	乾燥	最小湿度40%で実効湿度65%	
	なだれ	1. 24時間降雪の深さが ⁶ 90cm以上あった場合 2. 積雪が ⁶ 100cm以上あって日平均気温2℃以上の場合	
	低温	夏期:最低気温17℃以下の日が継続 冬期:最低気温-6℃以下	
	霜	早霜・晩霜期に最低気温2℃以下	
	着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合	
	記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm

^{*1}(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

2 ～ 3 (略)

県地域防災計画の改訂に伴う修正

県地域防災計画の改訂に伴う修正

第 2 水防法に基づく水防警報及び洪水予報の種類、内容及び発表基準 1 ～ 3 （略） 4 洪水予報の種類と発表基準 (1) ～ (2) （略） (3) 情 報：注意報及び警報の補足説明又は軽微な修正を必要とするとき 第 3 ～ 4 （略） 第 6 節 通信の確保 【市災害対策本部】本部事務局、消防部、都市創造部 【関係機関】 県（総合政策局、経営管理部）、関係団体（北陸総合通信局、通信事業者等） （略） 第 1 ～ 2 （略） 第 7 節 広報・広聴活動 【市災害対策本部】本部事務局 【関係機関】市民、事業所・企業、県（総合政策局）、関係団体（ライフライン関係機関、公共交通機関、報道機関） 略） 第 1 ～ 2 （略） 第 8 節 自分と家族を守る応急対策 （略） 発災前後の対応（タイムスケジュール） <table><tr><td>気象情報等発表</td><td>気象情報の収集</td></tr><tr><td>災害対応が必要な場合</td><td></td></tr><tr><td>高齢者等避難</td><td>災害情報の収集・伝達 自分や家族の安全確保、避難所への避難準備 自宅の2階などへの高所避難の開始 要配慮者など地域間での安全確保・相互扶助</td></tr><tr><td>避難指示</td><td>自分や家族は、避難所へ避難 近隣ビル・自宅の2階などへの高所避難や指定緊急避難場所への避難の開始</td></tr></table>	気象情報等発表	気象情報の収集	災害対応が必要な場合		高齢者等避難	災害情報の収集・伝達 自分や家族の安全確保、避難所への避難準備 自宅の2階などへの高所避難の開始 要配慮者など地域間での安全確保・相互扶助	避難指示	自分や家族は、避難所へ避難 近隣ビル・自宅の2階などへの高所避難や指定緊急避難場所への避難の開始	第 2 水防法に基づく水防警報及び洪水予報の種類、内容及び発表基準 1 ～ 3 （略） 4 洪水予報の種類と発表基準 (1) ～ (2) （略） 第 3 ～ 4 （略） 第 6 節 通信の確保 【市災害対策本部】本部事務局、消防部、都市創造部 【関係機関】 県（危機管理局、経営管理部）、関係団体（北陸総合通信局、通信事業者等） （略） 第 1 ～ 2 （略） 第 7 節 広報・広聴活動 【市災害対策本部】本部事務局 【関係機関】市民、事業所・企業、県（危機管理局）、関係団体（ライフライン関係機関、公共交通機関、報道機関） 略） 第 1 ～ 2 （略） 第 8 節 自分と家族を守る応急対策 （略） 発災前後の対応（タイムスケジュール） <table><tr><td>気象情報等発表</td><td>気象情報の収集</td></tr><tr><td>災害対応が必要な場合</td><td></td></tr><tr><td>高齢者等避難</td><td>災害情報の収集・伝達 自分や家族の安全確保、避難所への避難準備 自宅の2階などへの垂直避難の開始 要配慮者など地域間での安全確保・相互扶助</td></tr><tr><td>避難指示</td><td>自分や家族は、避難所へ避難 近隣ビル・自宅の2階などへの垂直避難や指定緊急避難場所への避難の開始</td></tr></table>	気象情報等発表	気象情報の収集	災害対応が必要な場合		高齢者等避難	災害情報の収集・伝達 自分や家族の安全確保、避難所への避難準備 自宅の2階などへの垂直避難の開始 要配慮者など地域間での安全確保・相互扶助	避難指示	自分や家族は、避難所へ避難 近隣ビル・自宅の2階などへの垂直避難や指定緊急避難場所への避難の開始	県地域防災計画の改訂に伴う修正 機構改編に伴う修正 機構改編に伴う修正 県地域防災計画の改訂に伴う修正
気象情報等発表	気象情報の収集																	
災害対応が必要な場合																		
高齢者等避難	災害情報の収集・伝達 自分や家族の安全確保、避難所への避難準備 自宅の2階などへの高所避難の開始 要配慮者など地域間での安全確保・相互扶助																	
避難指示	自分や家族は、避難所へ避難 近隣ビル・自宅の2階などへの高所避難や指定緊急避難場所への避難の開始																	
気象情報等発表	気象情報の収集																	
災害対応が必要な場合																		
高齢者等避難	災害情報の収集・伝達 自分や家族の安全確保、避難所への避難準備 自宅の2階などへの垂直避難の開始 要配慮者など地域間での安全確保・相互扶助																	
避難指示	自分や家族は、避難所へ避難 近隣ビル・自宅の2階などへの垂直避難や指定緊急避難場所への避難の開始																	

災害による被害発生中

自分や家族の安全確保
要配慮者など、地域間での安全確保
被害状況に応じて、近隣ビル・自宅の２階などへの高所避難や指定緊急避難場所への避難の開始
協働による避難所運営の実施

第 1 応急対策の実施

1 ～ 3 （略）
4 避難行動
ア 近隣のビルや自宅の２階などへの高所避難（垂直避難）
イ 早い段階からの気象・河川情報や地域の状況に注意した、行政の出す避難準備情報等への的確な対応
ウ～オ （略）
5 ～11 （略）

第 9 節 住民等避難対策

【市災害対策本部】本部事務局、消防部
【関係機関】市民、県（総合政策局）

略）

第 1 避難指示の発令

1 避難情報の実施者
災害が発生した場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため必要があると認めるときは、市長（本部長）は、必要と認める地域の居住者・滞在者その他の者に対し、避難指示をする。
（略）

警戒レベル （発令主体）	行動を市民に促す情報	市民がとるべき行動
警戒レベル 5 （市）	緊急安全確保	既に災害が発生している状況であり、命を守る最善の行動をとる。
警戒レベル 4 （市）	避難指示	指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。
警戒レベル 3 （市）	高齢者等避難	高齢者等は立退き避難する。 その他の者は立退き避難の準備をし、自主的に避難する。
警戒レベル 2 （気象庁）	注意報	避難に備え自らの避難行動を確認する。

災害による被害発生中

自分や家族の安全確保
要配慮者など、地域間での安全確保
被害状況に応じて、近隣ビル・自宅の２階などへの垂直避難や指定緊急避難場所への避難の開始
協働による避難所運営の実施

第 1 応急対策の実施

1 ～ 3 （略）
4 避難行動
ア 近隣のビルや自宅の２階などへの垂直避難
イ 早い段階からの気象・河川情報や地域の状況に注意した、行政の出す高齢者等避難等への的確な対応
ウ～オ （略）
5 ～11 （略）

第 9 節 住民等避難対策

【市災害対策本部】本部事務局、消防部
【関係機関】市民、県（危機管理局）

略）

第 1 避難指示の発令

1 避難情報の実施者
災害が発生した場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため必要があると認めるときは、市長（本部長）は、必要と認める地域の居住者・滞在者その他の者に対し、避難を指示する。
（略）

警戒レベル （発令主体）	行動を市民に促す情報	市民がとるべき行動
警戒レベル 5 （市）	緊急安全確保	既に災害が発生している状況であり、命を守る最善の行動をとる。
警戒レベル 4 （市）	避難指示	指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。
警戒レベル 3 （市）	高齢者等避難	高齢者等は立退き避難する。 その他の者は立退き避難の準備をし、自主的に避難する。
警戒レベル 2 （気象庁）	注意報	避難に備え自らの避難行動を確認する。

県地域防災計画の改訂に伴う修正

県地域防災計画の改訂に伴う修正

機構改編に伴う修正

記載の適正化

警戒レベル 1 (気象庁)		早期注意情報	災害への心構えを高める。	
2 (略)				
3 避難情報の発令				
(1) 洪水の場合				
主に以下の者及びそれぞれの河川における水位をもとに発令する。				
(略)				
① 洪水予報指定河川（庄川、小矢部）				
【警戒レベル】 避難情報	庄川		小矢部川	
【レベル 3】 高齢者等避難	・ 庄川はん濫警戒情報が発表された時 (略)		・ 小矢部川はん濫警戒情報が発表された時 (略)	
【レベル 4】 避難指示	・ 庄川はん濫危険情報が発表された時 (略)		・ 小矢部川はん濫危険情報が発表された時 (略)	
【レベル 5】 緊急安全確保	(略)			
解除	(略)			
② 水位周知河川（千保川、祖父川、岸渡川、和田川、横江宮川、子撫川） (略)				
【警戒レベル】 避難情報	千保川	祖父川	岸渡川	
【レベル 3】 高齢者等避難	(略)	(略)	・ 岸渡川避難判断水位到達情報が発表された時 (略)	
	(略)			
【レベル 4】 避難指示	(略)	(略)	(略)	
	(略)			
【レベル 5】 緊急安全確保	(略)			
解除	(略)			
② 水位周知河川（千保川、祖父川、岸渡川、和田川、横江宮川、子撫川） (略)				
【警戒レベル】 避難情報	千保川	祖父川	岸渡川	
【レベル 3】 高齢者等避難	(略)	(略)	・ 岸渡川避難判断水位到達情報が発表されたとき (略)	
	(略)			
【レベル 4】 避難指示	(略)	(略)	(略)	
	(略)			
【レベル 5】 緊急安全確保	(略)			
解除	(略)			
② 水位周知河川（千保川、祖父川、岸渡川、和田川、横江宮川、子撫川） (略)				
【警戒レベル】 避難情報	和田川	横江宮川	子撫川	
【レベル 3】 高齢者等避難	(略)	(略)	・ 子撫川避難判断水位到達情報が発表された時 (略)	
	(略)			

警戒レベル 1 (気象庁)		早期注意情報 (警報級の可能性)	災害への心構えを高める。	
2 (略)				
3 避難情報の発令				
(1) 洪水の場合				
主に以下の者及びそれぞれの河川における水位をもとに発令する。				
(略)				
① 洪水予報指定河川（庄川、小矢部）				
【警戒レベル】 避難情報	庄川		小矢部川	
【レベル 3】 高齢者等避難	・ 庄川はん濫警戒情報が発表されたとき (略)		・ 小矢部川はん濫警戒情報が発表されたとき (略)	
【レベル 4】 避難指示	・ 庄川はん濫危険情報が発表されたとき (略)		・ 小矢部川はん濫危険情報が発表されたとき (略)	
【レベル 5】 緊急安全確保	(略)			
解除	(略)			
② 水位周知河川（千保川、祖父川、岸渡川、和田川、横江宮川、子撫川） (略)				
【警戒レベル】 避難情報	千保川	祖父川	岸渡川	
【レベル 3】 高齢者等避難	(略)	(略)	・ 岸渡川避難判断水位到達情報が発表されたとき (略)	
	(略)			
【レベル 4】 避難指示	(略)	(略)	(略)	
	(略)			
【レベル 5】 緊急安全確保	(略)			
解除	(略)			
② 水位周知河川（千保川、祖父川、岸渡川、和田川、横江宮川、子撫川） (略)				
【警戒レベル】 避難情報	和田川	横江宮川	子撫川	
【レベル 3】 高齢者等避難	(略)	(略)	・ 子撫川避難判断水位到達情報が発表されたとき (略)	
	(略)			

県地域防災計画の改訂に伴う修正

記載の適正化

記載の適正化

記載の適正化

【レベル４】 避難指示	(略)	(略)	(略)	【レベル４】 避難指示	(略)	(略)	(略)		
	(略)				(略)				
【レベル５】 緊急安全確保	(略)			【レベル５】 緊急安全確保	(略)				
解除	(略)			解除	(略)				
(2) 土砂災害の場合				(2) 土砂災害の場合				県地域防災計画の改訂に伴う修正	
4 避難者の誘導、救助				4 避難者の誘導、救助					
(略)				(略)					
避難指示等が発令された場合の <u>安全確保措置として、指定緊急避難場所へ移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」での退避等</u> を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。				避難指示等が発令された場合の <u>避難行動として、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難を行うことがかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。</u>				県地域防災計画の改訂に伴う修正	
<u>(追加)</u>				<u>災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</u>					
(略)				<u>なお、避難指示は地域の居住者の他、滞在者に対しても行われる場合があることから、観光客等の一時滞在者の避難誘導についても配慮する。</u>					
(略)				(略)					
第 2 (略)				第 2 (略)					
第 3 その他の対策				第 3 その他の対策					
1 ～ 2 (略)				1 ～ 2 (略)					
<u>(追加)</u>				<u>3 広域避難</u>				県地域防災計画の改訂に伴う修正	
				市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについて、当該市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。県、市及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。指定行政機関、公共機関、県、市及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。					

第 4 （略）		機構改編に伴う修正
第 10 節 住民・施設管理者及び行政の協働による避難所運営		
【市災害対策本部】本部事務局、福祉保健部、教育部		
【関係機関】県（ <u>総合政策局</u> 、生活環境文化部、厚生部）、関係団体（県・市社会福祉協議会、県災害救援ボランティア本部、市災害救援ボランティア本部、日本赤十字社、医師会）		
（略）		
第 1 業務の内容		
（略）		
1 避難所の開設		
<u>（追加）</u>		
(1)～(6) （略）		
<u>（追加）</u>		
2 （略）		
3 管理・運営体制		
（略）		
<u>（追加）</u>		
（1）～（4） （略）		
4 （略）		
5 要配慮者への配慮		
（1） 避難所での配慮		
市は、避難所における生活環境に注意を払い、生活指導の実施や要配慮者、女性への配慮を行うなど、常に良好な環境を維持するよう努める。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保の状況、 <u>（追加）</u> 入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護		

第 4 （略）		機構改編に伴う修正
第 10 節 住民・施設管理者及び行政の協働による避難所運営		
【市災害対策本部】本部事務局、福祉保健部、教育部		
【関係機関】県（ <u>危機管理局</u> 、生活環境文化部、厚生部）、関係団体（県・市社会福祉協議会、県災害救援ボランティア本部、市災害救援ボランティア本部、日本赤十字社、医師会）		
（略）		
第 1 業務の内容		
（略）		
1 避難所の開設		
<u>市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする</u>		
（1）～（6） （略）		
<u>（7） 避難所が不足する場合の措置</u>		
<u>市は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。</u>		
<u>（8） 避難の円滑化</u>		
<u>市町村は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。</u>		
2 （略）		
3 管理・運営体制		
（略）		
<u>特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。さらに、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u>		
（1）～（4） （略）		
4 （略）		
5 要配慮者への配慮		
（1） 避難所での配慮		
市は、避難所における生活環境に注意を払い、生活指導の実施や要配慮者、女性への配慮を行うなど、常に良好な環境を維持するよう努める。また、避難の長期化等必要に応じて、プラ		

師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。 (略) (2)～(3) (略) 6 男女ニーズの違いへの配慮 ア～イ (略) ウ 女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に心がける。 (略) 男女別トイレ ・女性専用の物干し場 ・更衣室 ・授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布 <u>(追加)</u> ・避難所における安全性の確保など <u>(追加)</u> 7 (略) 第2 (略) 第11節 避難所等における防疫保健衛生対策 【市災害対策本部】<u>市民生活部</u>、福祉保健部 【関係機関】県（厚生部）、関係団体（公益社団法人日本食品衛生協会、県栄養士会、防疫薬品業界団体） (略) 第1 業務の内容 1 (略) 2 防疫対策 市は、県の指導のもとに防疫対策を迅速かつ強力に実施する。 (1) (略) (2) 感染症発生予防対策 市は、避難所、浸水地区、衛生状況の悪い地区を中心に感染症発生予防対策を実施する。また、被災地において <u>(追加)</u> 感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。 (略)	イバシーの確保の状況、<u>段ボールベッド、パーティション等の活用状況</u>、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。 (略) (2)～(3) (略) 6 男女ニーズの違いへの配慮 ア～イ (略) ウ 女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に心がける。 ・男女別トイレ ・女性専用の物干し場 ・更衣室 ・授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布 <u>・男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布</u> ・避難所における安全性の確保など <u>エ 性暴力・DVの発生防止の徹底</u> ・照明の増設 ・性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターの掲載 ・警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供に努める 7 (略) 第2 (略) 第11節 避難所等における防疫保健衛生対策 【市災害対策本部】<u>生活環境文化部</u>、福祉保健部 【関係機関】県（厚生部）、関係団体（公益社団法人日本食品衛生協会、県栄養士会、防疫薬品業界団体） (略) 第1 業務の内容 1 (略) 2 防疫対策 市は、県の指導のもとに防疫対策を迅速かつ強力に実施する。 (1) (略) (2) 感染症発生予防対策 市は、避難所、浸水地区、衛生状況の悪い地区を中心に感染症発生予防対策を実施する。また、被災地において <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u> 感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。	県地域防災計画の改訂に伴う修正 県地域防災計画の改訂に伴う修正 機構改編に伴う修正 県地域防災計画の改訂に伴う修正
--	---	---

(3)～(4)（略） 3～7（略） 第2（略） 第12節 トイレ利用対策 【市災害対策本部】市民生活部 【関係機関】事業所・企業、県（総合政策局、厚生部）、関係団体（支援協定団体） (略) 第1～2（略） 第13節 ペットの保護対策 【市災害対策本部】市民生活部 【関係機関】県（厚生部）、関係団体（公益社団法人富山県獣医師会、動物愛護団体） (略) 第1～2（略） 第14節 車中泊など避難所外避難者への支援 【市災害対策本部】本部事務局、福祉保健部 【関係機関】県（総合政策局） (略) 第1～2（略） 第15節 要配慮者の支援対策 【市災害対策本部】市長政策部、福祉保健部 【関係機関】 市民、消防署、消防団、事業所・企業、県（生活環境文化部、観光・交通・地域振興局、厚生部）、関係団体（NPO、ボランティア団体等、外国人関係団体、福祉サービス提供者） (略) 第1 業務の内容 1（略） 2 避難誘導対策 ア（略） イ 避難誘導體制 災害時要援護者避難支援計画 (追加) に基づき、自治会、防災組織、自主防災組織、民生委	(略) (3)～(4)（略） 3～7（略） 第2（略） 第12節 トイレ利用対策 【市災害対策本部】生活環境文化部 【関係機関】事業所・企業、県（危機管理局、厚生部）、関係団体（支援協定団体） (略) 第1～2（略） 第13節 ペットの保護対策 【市災害対策本部】生活環境文化部 【関係機関】県（厚生部）、関係団体（公益社団法人富山県獣医師会、動物愛護団体） (略) 第1～2（略） 第14節 車中泊など避難所外避難者への支援 【市災害対策本部】本部事務局、福祉保健部 【関係機関】県（危機管理局） (略) 第1～2（略） 第15節 要配慮者の支援対策 【市災害対策本部】未来政策部、福祉保健部 【関係機関】 市民、消防署、消防団、事業所・企業、県（生活環境文化部、観光・交通・地域振興局、厚生部）、関係団体（NPO、ボランティア団体等、外国人関係団体、福祉サービス提供者） (略) 第1 業務の内容 1（略） 2 避難誘導対策 ア（略） イ 避難誘導體制 災害時要援護者避難支援計画 、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画 に基づき、自治会、	機構改編に伴う修正 機構改編に伴う修正 機構改編に伴う修正 機構改編に伴う修正 機構改編に伴う修正 機構改編に伴う修正
--	---	---

員・児童委員、防災・福祉関係機関、警察署、消防署、消防団等の協力を得て、要配慮者に迅速に避難情報等を伝達するとともに避難誘導及び安否確認を行う。 ウ（略） <u>（追加）</u> 3～7（略） 第2（略） 第16～17節（略） 第18節 救急・救助活動 【市災害対策本部】消防部 【関係機関】県（<u>総合政策局</u>、厚生部）、県警察本部、関係団体（緊急消防援助隊、高岡市医師会、医療機関、日本赤十字社富山県支部、医療機材業者、自衛隊） （略） 第1 業務の内容 1～6（略） <u>（追加）</u> 第2（略） 第19～21節（略） 第22節 道路・河川における障害物除去 【市災害対策本部】<u>市民生活部</u>、都市創造部 【関係機関】北陸地方整備局、県（土木部）、関係団体（中日本高速道路株式会社、応援協定先企業団体） （略） ＜対策の方針（達成目標）＞ 市及び県は、風水害等の災害により発生した落石や流木、倒壊家屋、沈船等の障害物を速や	防災組織、自主防災組織、民生委員・児童委員、防災・福祉関係機関、警察署、消防署、消防団等の協力を得て、要配慮者に迅速に避難情報等を伝達するとともに避難誘導及び安否確認を行う。 ウ（略） エ <u>福祉避難所への直接避難</u> 市は、要配慮者の障害特性や状況等を考慮し、避難が必要となった際に<u>福祉避難所へ直接避難</u>することができるよう地域防災計画や個別避難計画の作成、指定福祉避難所における受入対象者の公示等を通じて、あらかじめ受入対象者の調整等を行うよう努める。また、<u>直接避難を想定していない福祉避難所にあつては、市において発災直後の要配慮者の避難先について検討するよう努める</u> 3～7（略） 第2（略） 第16～17節（略） 第18節 救急・救助活動 【市災害対策本部】消防部 【関係機関】県（<u>危機管理局</u>、厚生部）、県警察本部、関係団体（緊急消防援助隊、高岡市医師会、医療機関、日本赤十字社富山県支部、医療機材業者、自衛隊） （略） 第1 業務の内容 1～6（略） 7 <u>感染症対策</u> <u>積災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u> 第2（略） 第19～21節（略） 第22節 道路・河川における障害物除去 【市災害対策本部】<u>生活環境文化部</u>、都市創造部 【関係機関】北陸地方整備局、県（土木部）、関係団体（中日本高速道路株式会社、応援協定先企業団体） （略） ＜対策の方針（達成目標）＞ 市及び県は、風水害等の災害により発生した落石や流木、倒壊家屋、沈船等の障害物を速や	県地域防災計画の改訂に伴う修正 機構改編に伴う修正 県地域防災計画の改訂に伴う修正 機構改編に伴う修正
--	---	---

かに除去することにより、防災活動拠点（国・県・市庁舎、警察署、消防署等）、輸送施設（道路、空港、港湾、漁港、鉄道駅、常設及び臨時場外離着陸場及び中山間地の緊急時臨時着陸場所等）、輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）及び防災備蓄拠点を連絡する <u>緊急通行確保路線</u> を確保する。 <u>緊急通行確保路線</u> の確保は、避難指示等の解除後１日以内に開始する。		かに除去することにより、防災活動拠点（国・県・市庁舎、警察署、消防署等）、輸送施設（道路、空港、港湾、漁港、鉄道駅、常設及び臨時場外離着陸場及び中山間地の緊急時臨時着陸場所等）、輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）及び防災備蓄拠点を連絡する <u>緊急輸送道路</u> を確保する。 <u>緊急輸送道路</u> の確保は、避難指示等の解除後１日以内に開始する。		県地域防災計画の改訂に伴う修正	
発災前後の対応（タイムスケジュール）		発災前後の対応（タイムスケジュール）			県地域防災計画の改訂に伴う修正
高齢者等避難		高齢者等避難			
避難指示		避難指示			
災害による被害発生中	<u>緊急通行確保路線</u> の障害物情報収集	災害による被害発生中	<u>緊急輸送道路</u> の障害物情報収集	県地域防災計画の改訂に伴う修正	
避難指示等解除		避難指示等解除			
解除後１日以内	<u>緊急通行確保路線</u> の障害物除去 その他障害物除去 <u>緊急通行確保路線</u> の確保	解除後１日以内	<u>緊急輸送道路</u> の障害物除去 その他障害物除去 <u>緊急輸送道路</u> の確保		
第 1 業務の内容					
1 ～ 3 （略）					
4 障害物処理の実施					
(1) 道路関係障害物の除去					
ア 道路管理者は、その管理区域の道路上の車両及び周辺構築物が落下倒壊することによる路上障害物の状況を調査し、災害対策本部に報告するとともに、路上障害物を除去する。特に、防災活動拠点（国・県・市庁舎、警察署、消防署等）、輸送施設（道路、空港、港湾、漁港、鉄道駅、常設及び臨時場外離着陸場及び中山間地の緊急時臨時着陸場所等）、輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）及び防災備蓄拠点を連絡する <u>緊急通行確保路線を</u> の除去活動を優先して実施する。					
イ （略）					
(2) ～ (3) （略）					
5 ～ 6 （略）					
第 2 各主体の役割					
1 （略）					
2 関係機関					
(1) 道路管理者					
ア （略）					
イ <u>緊急通行確保路線</u> の指定路線における優先的な障害物の除去					
ウ～エ （略）					
(2) （略）					

かに除去することにより、防災活動拠点（国・県・市庁舎、警察署、消防署等）、輸送施設（道路、空港、港湾、漁港、鉄道駅、常設及び臨時場外離着陸場及び中山間地の緊急時臨時着陸場所等）、輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）及び防災備蓄拠点を連絡する <u>緊急輸送道路</u> を確保する。 <u>緊急輸送道路</u> の確保は、避難指示等の解除後１日以内に開始する。		県地域防災計画の改訂に伴う修正	
発災前後の対応（タイムスケジュール）			県地域防災計画の改訂に伴う修正
高齢者等避難			
避難指示			
災害による被害発生中	<u>緊急輸送道路</u> の障害物情報収集	県地域防災計画の改訂に伴う修正	
避難指示等解除			
解除後１日以内	<u>緊急輸送道路</u> の障害物除去 その他障害物除去 <u>緊急輸送道路</u> の確保		
第 1 業務の内容			
1 ～ 3 （略）			
4 障害物処理の実施			
(1) 道路関係障害物の除去			
ア 道路管理者は、その管理区域の道路上の車両及び周辺構築物が落下倒壊することによる路上障害物の状況を調査し、災害対策本部に報告するとともに、路上障害物を除去する。特に、防災活動拠点（国・県・市庁舎、警察署、消防署等）、輸送施設（道路、空港、港湾、漁港、鉄道駅、常設及び臨時場外離着陸場及び中山間地の緊急時臨時着陸場所等）、輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）及び防災備蓄拠点を連絡する <u>緊急輸送道路</u> の除去活動を優先して実施する。			
イ （略）			
(2) ～ (3) （略）			
5 ～ 6 （略）			
第 2 各主体の役割			
1 （略）			
2 関係機関			
(1) 道路管理者			
ア （略）			
イ <u>緊急輸送道路</u> の指定路線における優先的な障害物の除去			
ウ～エ （略）			
(2) （略）			

第 23～24 節 （略）		県地域防災計画の改訂に伴う修正
第 25 節 突風・竜巻災害応急対策		
（略）		
第 1 竜巻等の予測・観測体制		
竜巻等の発生情報は、以下のような気象情報として提供される。市民および市等は、天候が急激に悪化してきた時には、これらの情報に留意する。		
(1)～(2) （略）		
(3) 竜巻注意情報		
<u>気象ドップラーレーダーの観測などから、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断されたときに、竜巻注意情報が発表される。</u>		
（4） （略）		
第 2 ～ 3 （略）		
第 26 節 海上における災害応急対策		機構改編に伴う修正
【市災害対策本部】産業振興部、消防部		
【関係機関】県（ <u>総合政策局</u> 、農林水産部、土木部）、関係団体（伏木海上保安部、自衛隊）		
（略）		
第 1 （略）		
第 27～29 節 （略）		
第 30 節 応急住宅対策		
（略）		
第 1 ～ 4 （略）		
第 5 その他の対策		
1 ～ 2 （略）		

第 23～24 節 （略）		県地域防災計画の改訂に伴う修正
第 25 節 突風・竜巻災害応急対策		
（略）		
第 1 竜巻等の予測・観測体制		
竜巻等の発生情報は、以下のような気象情報として提供される。市民および市等は、天候が急激に悪化してきた時には、これらの情報に留意する。		
(1)～(2) （略）		
(3) 竜巻注意情報		
<u>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（富山県東部、富山県西部）で発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報を天気予報の対象地域と同じ発表単位（富山県東部、富山県西部）で発表する。この情報の有効期間は、発表から概ね 1 時間である。</u>		
（4） （略）		
第 2 ～ 3 （略）		
第 26 節 海上における災害応急対策		機構改編に伴う修正
【市災害対策本部】産業振興部、消防部		
【関係機関】県（ <u>危機管理局</u> 、農林水産部、土木部）、関係団体（伏木海上保安部、自衛隊）		
（略）		
第 1 （略）		
第 27～29 節 （略）		
第 30 節 応急住宅対策		
（略）		
第 1 ～ 4 （略）		
第 5 その他の対策		
1 ～ 2 （略）		

(追加)	3 災害の拡大防止と二次災害の防止 市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。	県地域防災計画の改訂に伴う修正
第 6 (略)	第 6 (略)	
第 31 節 罹災証明書発行対策 【市災害対策本部】総務部、市民生活部、消防部 【関係機関】市民、事業所・企業 (略)	第 31 節 罹災証明書発行対策 【市災害対策本部】総務部、生活環境文化部、消防部 【関係機関】市民、事業所・企業 (略)	機構改編に伴う修正
第 1 ～ 2 (略)	第 1 ～ 2 (略)	
第 32 節 鉄道等の応急対策 【市災害対策本部】本部事務局、市長政策部 【関係機関】関係団体（西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、万葉線株式会社、加越能バス株式会社、あいの風とやま鉄道株式会社） (略)	第 32 節 鉄道等の応急対策 【市災害対策本部】本部事務局、未来政策部 【関係機関】関係団体（西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、万葉線株式会社、加越能バス株式会社、あいの風とやま鉄道株式会社） (略)	機構改編に伴う修正
第 1 災害時の初動体制 1 各運行主体の責任者 高岡市防災会議連絡員室が設置されたときは、通信機器を携行した職員を速やかに派遣し、情報の収集、伝達及び災害対策に関する連絡調整を行う。 (略) 2 (略)	第 1 災害時の初動体制 1 各運行主体の責任者 高岡市災害対策本部が設置されたときは、通信機器を携行した職員を速やかに派遣し、情報の収集、伝達及び災害対策に関する連絡調整を行う。 (略) 2 (略)	現状に合わせた修正
第 2 (略)	第 2 (略)	
第 33 節 報道機関の応急対策 【実施機関】報道機関（テレビ局、ラジオ局、新聞社等） 【市災害対策本部】市長政策部 (略)	第 33 節 報道機関の応急対策 【実施機関】報道機関（テレビ局、ラジオ局、新聞社等） 【市災害対策本部】未来政策部 (略)	機構改編に伴う修正
第 1 各放送機関の災害時の放送 1 災害に関する警報等 (1) 災害に関する警報等の周知 ア 警報等の放送 報道機関は、関係法規及び気象庁との申し合わせにより、気象等に関する注意報、警報、特別警報等とともに、高齢者等避難、避難指示情報等を放送する。	第 1 各放送機関の災害時の放送 1 災害に関する警報等 (1) 災害に関する警報等の周知 ア 警報等の放送 報道機関は、関係法規及び気象庁との申し合わせにより、気象等に関する注意報、警報、特別警報等とともに、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保等、避難に関する情報を放送する。	現状に合わせた修正

イ～エ（略） 2（略） 第2 業務の内容 1（略） 2 その他緊急を要する情報の提供 市が、全県波放送局に緊急情報を提供する場合は、「富山県緊急時情報伝達連絡会」の情報伝達ルート及び手段による。 同ルートにより伝達する情報は、災害対策基本法に基づく避難指示の発令及び解除、並びにこれに準じて行う高齢者等避難の発令及び解除とする。 3 コミュニティ放送局等との連携 コミュニティ放送、ケーブルテレビなどの放送事業者は、事前の協定等に基づき、当該コミュニティ放送局等に、災害に関する情報を逐次提供する。 第34節 ライフライン応急対策（電話） 【実施機関】西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ北陸、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、<u>（追加）</u>各防災関係機関 【市災害対策本部】本部事務局 （略） 第1（略） 第2 業務の内容 1 応急対策計画 （1）（略） （2） 高岡市防災会議連絡員の派遣 高岡市にて、防災会議連絡員室が設置されたとき各電話会社は、通信機器を携行した職員を速やかに派遣し、情報の収集伝達及び災害対策に関する連絡調整を行う。 （3）～（8）（略） 2～4（略） 第35～36節（略） 第37節 ライフライン応急対策（上水道） 【市災害対策本部】上下水道部 【関係機関】県（厚生部）、関係団体（公益社団法人日本水道協会富山県支部、<u>富山県水道協会</u>、高	イ～エ（略） 2（略） 第2 業務の内容 1（略） 2 コミュニティ放送局等との連携 コミュニティ放送、ケーブルテレビなどの放送事業者は、事前の協定等に基づき、当該コミュニティ放送局等に、災害に関する情報を逐次提供する。 第34節 ライフライン応急対策（電話） 【実施機関】西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ北陸、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、<u>楽天グループ株式会社</u>、各防災関係機関 【市災害対策本部】本部事務局 （略） 第1（略） 第2 業務の内容 1 応急対策計画 （1）（略） （2） 連絡員の派遣 高岡市にて、災害対策本部が設置されたとき各電話会社は、通信機器を携行した職員を速やかに派遣し、情報の収集伝達及び災害対策に関する連絡調整を行う。 （3）～（8）（略） 2～4（略） 第35～36節（略） 第37節 ライフライン応急対策（上水道） 【市災害対策本部】上下水道部 【関係機関】県（厚生部）、関係団体（公益社団法人日本水道協会富山県支部、高岡市管工事業協	現状に合わせた修正 （富山県緊急時情報伝達連絡会はR4年4月時点では存在しない団体） 現状に合わせた追記 現状に合わせた修正 現状に合わせた修正

岡市管工事業協同組合、資機材取扱業者)		現状に合わせた修正
(略)		
第 1 業務の内容		
1 ～ 4 (略)		
5 応急給水用水の確保 市は、応急給水用水は、 <u>上水道震災対策計画</u> において指定する施設で確保し、応急給水場に給水タンク注入設備を設置する。		
6 (略)		現状に合わせた修正
7 応急復旧対策の実施 (略)		
(1) (略)		
(2) 復旧作業の手順 ア 管路 <u>上水道震災対策計画</u> の復旧順位表に従い、導水管、送水管、配水管、給水装置（止水栓まで）の順に作業を行う。		
イ 施設 施設の復旧は基幹施設を優先し、特に、佐野取水場、 <u>上関配水場</u> の復旧を優先する。他の基幹施設（中田配水場、国吉配水場、伏木配水場、能町ポンプ場）は、被害状況を判断して復旧する。		
(略)		現状に合わせた修正
(3) ～ (4) (略)		
8 ～ 9 (略)		
第 2 (略)		
第 38 ～ 39 節 (略)		
第 40 節 危険物等施設の応急対策		機構改編に伴う修正
【市災害対策本部】 <u>市民生活部</u> 、消防部、医療部 【関係機関】事業所・企業（危険物取扱事業者）、県（ <u>総合政策局</u> 、生活環境文化部）、関係団体（医療機関）		
(略)		
第 1 ～ 2 (略)		
第 41 節 消火		

同組合、資機材取扱業者)		現状に合わせた修正
(略)		
第 1 業務の内容		
1 ～ 4 (略)		
5 応急給水用水の確保 市は、応急給水用水は、 <u>上下水道震災対策計画</u> において指定する施設で確保し、応急給水場に給水タンク注入設備を設置する。		
6 (略)		現状に合わせた修正
7 応急復旧対策の実施 (略)		
(1) (略)		
(2) 復旧作業の手順 ア 管路 <u>上下水道震災対策計画</u> の復旧順位表に従い、導水管、送水管、配水管、給水装置（止水栓まで）の順に作業を行う。		
イ 施設 施設の復旧は基幹施設を優先し、特に、佐野取水場、 <u>上関浄水場</u> の復旧を優先する。他の基幹施設（中田配水場、国吉配水場、伏木配水場、能町ポンプ場）は、被害状況を判断して復旧する。		
(略)		現状に合わせた修正
(3) ～ (4) (略)		
8 ～ 9 (略)		
第 2 (略)		
第 38 ～ 39 節 (略)		
第 40 節 危険物等施設の応急対策		機構改編に伴う修正
【市災害対策本部】 <u>生活環境文化部</u> 、消防部、医療部 【関係機関】事業所・企業（危険物取扱事業者）、県（ <u>危機管理局</u> 、生活環境文化部）、関係団体（医療機関）		
(略)		
第 1 ～ 2 (略)		
第 41 節 消火		

【市災害対策本部】消防部 【関係機関】市民、事業所・企業、県（総合政策局）、関係団体（緊急消防援助隊）		【市災害対策本部】消防部 【関係機関】市民、事業所・企業、県（危機管理局）、関係団体（緊急消防援助隊）		機構改編に伴う修正
異常乾燥下及び強風下において発生した火災は、延焼拡大が速く、大火災となる危険性が高いことから、多くの人的・物的被害をもたらすことが予想される。 そのため、市消防機関は大火災が発生しやすい気象状況となったときは、速やかに火災の警戒及び防御体制を整え、効果的な消防活動を実施し、災害の拡大抑止に当たる必要がある。		乾燥下及び強風下において発生した火災は、延焼拡大が速く、大火災となる危険性が高いことから、多くの人的・物的被害をもたらすことが予想される。 そのため、市消防機関は大火災が発生しやすい気象状況となったときは、速やかに火災の警戒及び防御体制を整え、効果的な消防活動を実施し、災害の拡大抑止に当たる必要がある。		県地域防災計画の改訂に伴う修正
＜対策の方針（達成目標）＞ 市は、異常乾燥下及び強風下等において発生した火災に対し、住民、自主防災組織等の地域の初期消火による延焼防止及び消防機関等の迅速、効果的な消火活動の実施により被害の拡大を防ぐ。 （略）		＜対策の方針（達成目標）＞ 市は、乾燥下及び強風下等において発生した火災に対し、住民、自主防災組織等の地域の初期消火による延焼防止及び消防機関等の迅速、効果的な消火活動の実施により被害の拡大を防ぐ。 （略）		県地域防災計画の改訂に伴う修正
第 1 市民、自主防災組織・事業所の消火活動		第 1 市民、自主防災組織・事業所の消火活動		
1 市民の活動 （1） 出火防止活動 異常乾燥下及び強風下等においては、以下の行動について、十分な注意を払う。 ア～カ （略） （2） 初期消火活動 異常乾燥下及び強風下等における出火防止処置及び出火したときの初期消火活動は、「自分の身は自分で守る」を基本として、まず身の安全を確保した上で、消火器等で消火活動を行うとともに、家族や隣人に大声で助けを求める。		1 市民の活動 （1） 出火防止活動 乾燥下及び強風下等においては、以下の行動について、十分な注意を払う。 ア～カ （略） （2） 初期消火活動 乾燥下及び強風下等における出火防止処置及び出火したときの初期消火活動は、「自分の身は自分で守る」を基本として、まず身の安全を確保した上で、消火器等で消火活動を行うとともに、家族や隣人に大声で助けを求める。		県地域防災計画の改訂に伴う修正
2 ～ 3 （略）		2 ～ 3 （略）		県地域防災計画の改訂に伴う修正
第 2 消防機関の活動 消防本部・消防署及び消防団は、「高岡市消防活動規程」「高岡市消防計画」等により全消防力をあげて消防活動を実施する。 1 ～ 2 （略） 3 消防団の活動 （1） 出火の防止 異常乾燥下及び強風下等において、付近の住民に対し、出火の防止と初期消火の呼びかけを行う。 （2）～（5） （略）		第 2 消防機関の活動 消防本部・消防署及び消防団は、「高岡市消防活動規程」「高岡市消防計画」等により全消防力をあげて消防活動を実施する。 1 ～ 2 （略） 3 消防団の活動 （1） 出火の防止 乾燥下及び強風下等において、付近の住民に対し、出火の防止と初期消火の呼びかけを行う。 （2）～（5） （略）		県地域防災計画の改訂に伴う修正
第 3 （略）		第 3 （略）		
第 42 節 （略）		第 42 節 （略）		

第 43 節 廃棄物処理・防疫対策		
【市災害対策本部】市民生活部、福祉保健部 【関係機関】県（生活環境文化部、厚生部）、関係団体（富山県環境保全協同組合、一般社団法人産業資源循環協会、公益社団法人富山県浄化槽整備協会、一般社団法人富山県構造物解体協会、富山県レッカー事業協同組合、自治会、自主防災組織） （略） 第 1 被害状況調査・把握 市は、廃棄物処理施設等の被害状況を早急に取りまとめ、市民生活部環境サービス班へ報告する。 県は、高岡市市民生活部環境サービス班からの被害状況を取りまとめ、国等の関係機関へ報告する。 第 2 （略） 第 3 防疫・保健衛生対策 災害時における感染症の防止及び食中毒等の発生予防のため、防疫・保健衛生対策を行う。 1 （略） 2 防疫対策 県の指導のもとに、医療機関、市医師会及び消防本部と緊密な連携を図り、感染症の発生予防、流行の防止を迅速かつ的確に実施する。 （1） 厚生センター、市町村災害防疫対策組織の設置 ア 厚生センター災害防疫組織の設置 厚生センターは、県災害対策本部健康班(健康課)の指示に従い、「厚生センター災害防疫組織」を設置し、厚生センター所長のもとに次の班を置く。 （略） イ （略） （2）～（4） （略） 3 （略） 第 4 （略）		機構改編に伴う修正
第 43 節 廃棄物処理・防疫対策		
【市災害対策本部】生活環境文化部、福祉保健部 【関係機関】県（生活環境文化部、厚生部）、関係団体（富山県環境保全協同組合、一般社団法人産業資源循環協会、公益社団法人富山県浄化槽整備協会、一般社団法人富山県構造物解体協会、富山県レッカー事業協同組合、自治会、自主防災組織） （略） 第 1 被害状況調査・把握 市は、廃棄物処理施設等の被害状況を早急に取りまとめ、生活環境文化部環境政策班へ報告する。 県は、高岡市生活環境文化部環境政策班からの被害状況を取りまとめ、国等の関係機関へ報告する。 第 2 （略） 第 3 防疫・保健衛生対策 災害時における感染症の防止及び食中毒等の発生予防のため、防疫・保健衛生対策を行う。 1 （略） 2 防疫対策 県の指導のもとに、医療機関、市医師会及び消防本部と緊密な連携を図り、感染症の発生予防、流行の防止を迅速かつ的確に実施する。 （1） 厚生センター、市町村災害防疫対策組織の設置 ア 厚生センター災害防疫組織の設置 厚生センターは、県災害対策本部健康班、感染症対策班(健康対策室)の指示に従い、「厚生センター災害防疫組織」を設置し、厚生センター所長のもとに次の班を置く。 （略） イ （略） （2）～（4） （略） 3 （略） 第 4 （略）		機構改編に伴う修正
第 44 節 飲料水・食料・生活必需品等の供給		
【市災害対策本部】産業振興部、市民生活部 【関係機関】事業所・企業（応援協定企業）、北陸農政局、県（総合政策局、厚生部、農林水産部）、関係団体（日本赤十字社富山県支部、県・市社会福祉協議会、一般社団法人富山県トラック協会、自衛隊、相互応援協定自治体）		
第 44 節 飲料水・食料・生活必需品等の供給		
【市災害対策本部】産業振興部、生活環境文化部 【関係機関】事業所・企業（応援協定企業）、北陸農政局、県（危機管理局、厚生部、農林水産部）、関係団体（日本赤十字社富山県支部、県・市社会福祉協議会、一般社団法人富山県トラック協会、自衛隊、相互応援協定自治体）		機構改編に伴う修正

(略) <対策の方針（達成目標）> 市民は、<u>避難に当たり、最低限 1 食分</u>の食料、飲料水、生活必需品等（以下「物資等」という）を携行する。 (略)	(略) <対策の方針（達成目標）> 市民は、<u>避難にあたり、最低限 3 食分</u>の食料、飲料水、生活必需品等（以下「物資等」という）を携行する。 (略)	現状に合わせた修正																								
(略) 第 1 (略)	(略) 第 1 (略)																									
第 2 食料品の供給	第 2 食料品の供給																									
1 県の実施体制 (1) (略) (2) 災害救助用米穀の調達 炊出しが始まり、市町村から米穀の出荷要請があった場合、県は、農林水産省<u>政策統括官</u>に引渡しを要請するとともに、米穀販売事業者に委託し、精米にして供給する。 なお、精米能力に限界がある場合は、農林水産省<u>政策統括官</u>を通じて他県からの応援で対処する。 (3)～(4) (略)	1 県の実施体制 (1) (略) (2) 災害救助用米穀の調達 炊出しが始まり、市町村から米穀の出荷要請があった場合、県は、農林水産省<u>農産局</u>に引渡しを要請するとともに、米穀販売事業者に委託し、精米にして供給する。 なお、精米能力に限界がある場合は、農林水産省<u>農産局</u>を通じて他県からの応援で対処する。 (3)～(4) (略)	県地域防災計画の改訂に伴う修正																								
2 (略)	2 (略)																									
第 3 生活必需品の供給	第 3 生活必需品の供給																									
1 (略) 2 各機関の調達体制 <table><tr><th>機 関 名</th><th>実 施 内 容</th></tr><tr><td>市</td><td>(略)</td></tr><tr><td>県厚生部</td><td>(略)</td></tr><tr><td>県農林水産部</td><td>(略)</td></tr><tr><td>卸売市場</td><td>(略)</td></tr><tr><td>農 林 水 産 省 <u>政策統括官</u></td><td>「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成 21 年 5 月 29 日付 21 総食第 113 号総合食料局長通知）に基づき、県は災害救助用米穀の引渡しの要請（希望数量、引渡し場所及び引渡し方法等に関する情報を記載）を農林水産省<u>政策統括官</u>に対して行う。 引渡し要請を受けた農林水産省<u>政策統括官</u>は、受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。</td></tr></table>	機 関 名	実 施 内 容	市	(略)	県厚生部	(略)	県農林水産部	(略)	卸売市場	(略)	農 林 水 産 省 <u>政策統括官</u>	「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成 21 年 5 月 29 日付 21 総食第 113 号総合食料局長通知）に基づき、県は災害救助用米穀の引渡しの要請（希望数量、引渡し場所及び引渡し方法等に関する情報を記載）を農林水産省 <u>政策統括官</u> に対して行う。 引渡し要請を受けた農林水産省 <u>政策統括官</u> は、受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。	<table><tr><th>機 関 名</th><th>実 施 内 容</th></tr><tr><td>市</td><td>(略)</td></tr><tr><td>県厚生部</td><td>(略)</td></tr><tr><td>県農林水産部</td><td>(略)</td></tr><tr><td>卸売市場</td><td>(略)</td></tr><tr><td>農 林 水 産 省 <u>農産局</u></td><td>「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成 21 年 5 月 29 日付 21 総食第 113 号総合食料局長通知）に基づき、県は災害救助用米穀の引渡しの要請（希望数量、引渡し場所及び引渡し方法等に関する情報を記載）を農林水産省<u>農産局</u>に対して行う。 引渡し要請を受けた農林水産省<u>農産局</u>は、受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。</td></tr></table>	機 関 名	実 施 内 容	市	(略)	県厚生部	(略)	県農林水産部	(略)	卸売市場	(略)	農 林 水 産 省 <u>農産局</u>	「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成 21 年 5 月 29 日付 21 総食第 113 号総合食料局長通知）に基づき、県は災害救助用米穀の引渡しの要請（希望数量、引渡し場所及び引渡し方法等に関する情報を記載）を農林水産省 <u>農産局</u> に対して行う。 引渡し要請を受けた農林水産省 <u>農産局</u> は、受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。	県地域防災計画の改訂に伴う修正
機 関 名	実 施 内 容																									
市	(略)																									
県厚生部	(略)																									
県農林水産部	(略)																									
卸売市場	(略)																									
農 林 水 産 省 <u>政策統括官</u>	「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成 21 年 5 月 29 日付 21 総食第 113 号総合食料局長通知）に基づき、県は災害救助用米穀の引渡しの要請（希望数量、引渡し場所及び引渡し方法等に関する情報を記載）を農林水産省 <u>政策統括官</u> に対して行う。 引渡し要請を受けた農林水産省 <u>政策統括官</u> は、受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。																									
機 関 名	実 施 内 容																									
市	(略)																									
県厚生部	(略)																									
県農林水産部	(略)																									
卸売市場	(略)																									
農 林 水 産 省 <u>農産局</u>	「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成 21 年 5 月 29 日付 21 総食第 113 号総合食料局長通知）に基づき、県は災害救助用米穀の引渡しの要請（希望数量、引渡し場所及び引渡し方法等に関する情報を記載）を農林水産省 <u>農産局</u> に対して行う。 引渡し要請を受けた農林水産省 <u>農産局</u> は、受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。																									
第 4 ～ 5 (略)	第 4 ～ 5 (略)																									
第 6 各主体の役割	第 6 各主体の役割																									
1 市民 ア 避難時における、最低限<u>1 食分</u>の食料、飲料水、生活必需品等の携行	1 市民 ア 避難時における、最低限<u>3 食分</u>の食料、飲料水、生活必需品等の携行	現状に合わせた修正																								

2 ～ 4 （略）		機構改編に伴う修正	
第 45 節 全国からの救援物資への対応			
【市災害対策本部】市長政策部、福祉保健部 【関係機関】県（厚生部）、関係団体（NPO、報道機関） （略）			
第 1 ～ 2 （略）			
第 46 節 義援金の受入れ・配分		機構改編に伴う修正	
【市災害対策本部】市長政策部、福祉保健部 【関係機関】県（厚生部）、関係団体（日本赤十字社富山県支部、富山県共同募金会、市社会福祉協議会、報道機関） （略）			
第 1 （略）			
第 2 業務の内容			
1 ～ 2 （略）		機構改編に伴う修正	
3 義援金の配分			
(1) （略）			
(2) 市義援金配分委員会の構成 副市長、市長政策部長、福祉保健部長で構成し、委員長は、副市長をもって充てる。 特に必要があると認めたときは、市社会福祉協議会その他義援金受付団体、その他関係機関の代表者等を委員とすることができる。			
(3) （略）			
第 47 節 輸送		機構改編に伴う修正	
【市災害対策本部】総務部 【関係機関】各道路管理者、事業所・企業（各鉄道事業者、輸送関係機関）、伏木海上保安部、県（総合政策局）、関係団体（自衛隊） （略）			
＜対策の方針（達成目標）＞ 市は、救助・救急・消火活動の迅速な支援及び被災者に対する水・食料・生活物資の供給等の緊急輸送を実施する。 ① （略） ② 緊急通行確保路線の確保 減災・予防対策として幹線道路や集落へのアクセス道路網を整備し、災害時には被災地に			
第 45 節 全国からの救援物資への対応			
【市災害対策本部】未来政策部、福祉保健部 【関係機関】県（厚生部）、関係団体（NPO、報道機関） （略）		機構改編に伴う修正	
第 1 ～ 2 （略）			
第 46 節 義援金の受入れ・配分			
【市災害対策本部】未来政策部、福祉保健部 【関係機関】県（厚生部）、関係団体（日本赤十字社富山県支部、富山県共同募金会、市社会福祉協議会、報道機関） （略）			
第 1 （略）			
第 2 業務の内容		機構改編に伴う修正	
1 ～ 2 （略）			
3 義援金の配分			
(1) （略）			
(2) 市義援金配分委員会の構成 副市長、未来政策部長、福祉保健部長で構成し、委員長は、副市長をもって充てる。 特に必要があると認めたときは、市社会福祉協議会その他義援金受付団体、その他関係機関の代表者等を委員とすることができる。			
(3) （略）			
第 47 節 輸送		機構改編に伴う修正	
【市災害対策本部】総務部 【関係機関】各道路管理者、事業所・企業（各鉄道事業者、輸送関係機関）、伏木海上保安部、県（危機管理局）、関係団体（自衛隊） （略）			
＜対策の方針（達成目標）＞ 市は、救助・救急・消火活動の迅速な支援及び被災者に対する水・食料・生活物資の供給等の緊急輸送を実施する。 ① （略） ② 緊急輸送道路の確保 減災・予防対策として幹線道路や集落へのアクセス道路網を整備し、災害時には被災地に			
第 45 節 全国からの救援物資への対応			
【市災害対策本部】市長政策部、福祉保健部 【関係機関】県（厚生部）、関係団体（NPO、報道機関） （略）		県地域防災計画の改訂に伴う修正	
第 1 ～ 2 （略）			
第 46 節 義援金の受入れ・配分			
【市災害対策本部】市長政策部、福祉保健部 【関係機関】県（厚生部）、関係団体（日本赤十字社富山県支部、富山県共同募金会、市社会福祉協議会、報道機関） （略）			
第 1 （略）			
第 2 業務の内容			
1 ～ 2 （略）			
3 義援金の配分			
(1) （略）			
(2) 市義援金配分委員会の構成 副市長、市長政策部長、福祉保健部長で構成し、委員長は、副市長をもって充てる。 特に必要があると認めたときは、市社会福祉協議会その他義援金受付団体、その他関係機関の代表者等を委員とすることができる。			
(3) （略）			
第 47 節 輸送			
【市災害対策本部】総務部 【関係機関】各道路管理者、事業所・企業（各鉄道事業者、輸送関係機関）、伏木海上保安部、県（総合政策局）、関係団体（自衛隊） （略）			
＜対策の方針（達成目標）＞ 市は、救助・救急・消火活動の迅速な支援及び被災者に対する水・食料・生活物資の供給等の緊急輸送を実施する。 ① （略） ② 緊急通行確保路線の確保 減災・予防対策として幹線道路や集落へのアクセス道路網を整備し、災害時には被災地に			

至る輸送施設、輸送拠点、備蓄拠点等を結ぶ緊急通行確保路線は、おおむね 24 時間以内に確保する。		県地域防災計画の改訂に伴う修正	
発災前後の対応（タイムスケジュール）			
高齢者等避難			
避難指示	被災者の輸送		
災害による被害発生中	緊急交通路の確保（中継基地・場外離着陸場） 医療物資・人員、患者等搬送 輸送車両の確保 緊急通行確保路線の障害物除去		
避難指示等解除			
発災から 1 日以内	食糧等の輸送 緊急通行確保路線の確保		
発災から 3 日以内			
発災から 1 週間以内			
第 1 ～ 5 （略）			
第 6 緊急交通路の確保		県地域防災計画の改訂に伴う修正	
1 緊急陸上交通路の確保			
(1) 緊急交通路の指定 県公安委員会は、道路被害状況の調査結果に基づいて、あらかじめ定められた緊急通行確保路線を中心に、道路管理者、港湾管理者又は漁業管理者（「道路管理者等」という。）と協議のうえ、緊急交通路にあてる道路を指定し、各流入部において緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。 (略)			
(2) ～ (3) （略）			
2 ～ 4 （略）			
第 7 （略）			
第 48 節 災害警備措置及び行方不明者の搜索			県地域防災計画の改訂に伴う修正
【市災害対策本部】市民生活部、消防部 【関係機関】県警察本部、関係団体（自衛隊） (略)			
第 1 （略）			
第 2 行方不明者の搜索			
至る輸送施設、輸送拠点、備蓄拠点等を結ぶ緊急輸送道路は、おおむね 24 時間以内に確保する。		県地域防災計画の改訂に伴う修正	
発災前後の対応（タイムスケジュール）			
高齢者等避難			
避難指示	被災者の輸送		
災害による被害発生中	緊急交通路の確保（中継基地・場外離着陸場） 医療物資・人員、患者等搬送 輸送車両の確保 緊急輸送道路の障害物除去		
避難指示等解除			
発災から 1 日以内	食糧等の輸送 緊急輸送道路の確保		
発災から 3 日以内			
発災から 1 週間以内			
第 1 ～ 5 （略）			
第 6 緊急交通路の確保		県地域防災計画の改訂に伴う修正	
1 緊急陸上交通路の確保			
(1) 緊急交通路の指定 県公安委員会は、道路被害状況の調査結果に基づいて、あらかじめ定められた緊急輸送道路を中心に、道路管理者、港湾管理者又は漁業管理者（「道路管理者等」という。）と協議のうえ、緊急交通路にあてる道路を指定し、各流入部において緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。 (略)			
(2) ～ (3) （略）			
2 ～ 4 （略）			
第 7 （略）			
第 48 節 災害警備措置及び行方不明者の搜索			機構改編に伴う修正
【市災害対策本部】生活環境文化部、消防部 【関係機関】県警察本部、関係団体（自衛隊） (略)			
第 1 （略）			
第 2 行方不明者の搜索			

1（略） 2 行方不明者の調査 (1)～(2)（略） <u>（追加）</u>	1（略） 2 行方不明者の調査 (1)～(2)（略） <u>(3) 安否不明者等の氏名等公表</u> <u>災害時の安否不明者の氏名等公表については、「災害時における安否不明者等の氏名等の公表に関するガイドライン」に基づき、対応する。</u>	県地域防災計画の改訂に伴う修正
第3（略）	第3（略）	
第49節 遺体の搜索、保護・埋葬・火葬	第49節 遺体の搜索、保護・埋葬・火葬	
【市災害対策本部】<u>市民生活部</u> 【関係機関】伏木海上保安部、県（厚生部）、県警察本部、関係団体（自衛隊、県歯科医師会、医師会（県・市）、日本赤十字社、一般社団法人富山県トラック協会、富山県葬祭業協同組合）	【市災害対策本部】<u>生活環境文化部</u> 【関係機関】伏木海上保安部、県（厚生部）、県警察本部、関係団体（自衛隊、県歯科医師会、医師会（県・市）、日本赤十字社、一般社団法人富山県トラック協会、富山県葬祭業協同組合）	機構改編に伴う修正
（略） 第1～5（略）	（略） 第1～5（略）	
第50～53節（略）	第50～53節（略）	
第54節 ボランティアとの協働	第54節 ボランティアとの協働	
【市災害対策本部】<u>市民生活部</u>、福祉保健部 【関係機関】県（生活環境文化部）、関係団体（富山県社会福祉協議会、市社会福祉協議会、富山県民ボランティア総合支援センター、県内ボランティア団体、高岡青年会議所、富山県災害救援ボランティア本部）	【市災害対策本部】<u>生活環境文化部</u>、福祉保健部 【関係機関】県（生活環境文化部）、関係団体（富山県社会福祉協議会、市社会福祉協議会、富山県民ボランティア総合支援センター、県内ボランティア団体、高岡青年会議所、富山県災害救援ボランティア本部）	県地域防災計画の改訂に伴う修正
（略） 第1 ボランティア本部の設置 1 県災害救援ボランティア本部の設置 （略） <u>（追加）</u> 2 市災害救援ボランティア本部の設置 （略） <u>（追加）</u> 3～5（略） 第2（略）	（略） 第1 ボランティア本部の設置 1 県災害救援ボランティア本部の設置 （略） <u>災害救援ボランティアの受け入れ対象地域については新型コロナウイルス感染症等の感染状況を踏まえ適宜判断するものとし、受け入れの際は必要な感染防止措置を講じるものとする。</u> 2 市災害救援ボランティア本部の設置 （略） <u>災害救援ボランティアの受け入れ対象地域については新型コロナウイルス感染症等の感染状況を踏まえ適宜判断するものとし、受け入れの際は必要な感染防止措置を講じるものとする。</u> 3～5（略） 第2（略）	県地域防災計画の改訂に伴う修正

[illegible]

4 特定大規模災害時における代行制度の活用等 著しく異常かつ激甚な災害が発生し、国において緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた場合は、県は必要に応じて国による災害復旧事業の代行を要請し、災害復旧に関する工事を行う。 (1) 県管理道路及び市町村道 指定区間外の国道、県管理道路及び市町村道において、工事が高度の技術が要する場合又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められる場合又は県の区域の境界に係る場合においては、必要に応じて国による災害復旧事業の代行を要請し、災害復旧に関する工事を行う。 (追加) (2) (略) 第 4 節 災害復興対策 (略) 第 1 業務の内容 1 (略) 2 防災まちづくり (1)～(4) (略) (追加) 第 2 ～ 3 (略)	4 特定大規模災害時における代行制度の活用等 著しく異常かつ激甚な災害が発生し、国において緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた場合は、県は必要に応じて国による災害復旧事業の代行を要請し、災害復旧に関する工事を行う。 (1) 指定区間外国道、県道及び市町村道 ア 国による代行制度 指定区間外の国道、県管理道路及び市町村道において、工事が高度の技術が要する場合又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められる場合又は県の区域の境界に係る場合においては、必要に応じて国による災害復旧事業の代行を要請し、災害復旧に関する工事を行う。 イ 県による代行制度 市町村が管理する道路のうち、指定区間外国道及び県道と交通上密接な関連を有する道路において、市町村から災害復旧事業の代行の要請があり、かつ、市町村が自ら実施することが困難であると認められる場合においては、必要に応じて県が災害復旧に関する工事を行う。 (2) (略) 第 4 節 災害復興対策 (略) 第 1 業務の内容 1 (略) 2 防災まちづくり (1)～(4) (略) (5) 男女共同参画の視点上のための公共施設等の整備 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。また、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女平等推進センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女平等推進センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。 第 2 ～ 3 (略)	県地域防災計画の改訂に伴う修正 県地域防災計画の改訂に伴う修正 県地域防災計画の改訂に伴う修正
---	--	--